

362

90

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始

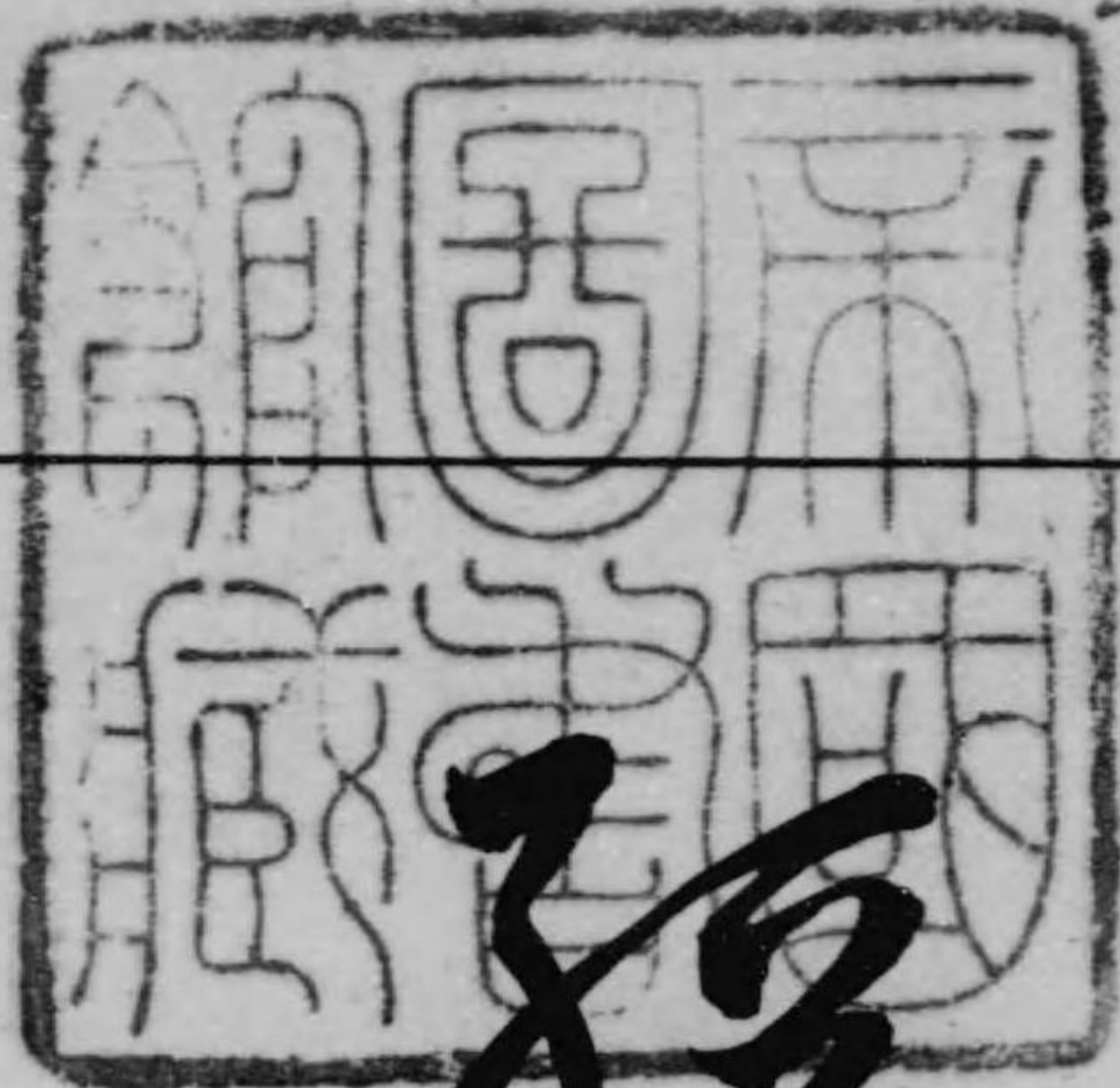


法學博士 財部靜治著

經濟學

京都 弘文堂書房

362-90



經濟學

法學博士 財部 靜治 著

京都 弘文堂 書房

大正
8. 3. 8
内交

序

本編刊行を見るに至りし、成行の有りの儘によるに、
一昨年の春「致富と偶然」と題せる小著發刊を、弘
文堂主人に約せるに始まる。爾來夏季休暇を費やし
て之を脱稿せんと想ひしに、豚兒の大患に遇ひてそ
の意を果さず、兒は幸に癒えたりと雖も、時は既に
晩秋に入りて、之かために想を練るの氣發せず、
心機は茲に一轉して、當時大學に講しつつありし經
濟統計論を、纏めんとするの約束を結ひ、時を経て

又再轉し、舊稿にかかる人口統計論を、公けにせんとするの約束に替りしも、その間替らすして益深の懐ひありしは、著書難の歎なりき。然るに昨秋に至り、一日堂主來りて、最近數個年に於ける述作の一部を輯め、一小論集となさんことを勸むるに遇ふ、秋冬はこれ收藏の氣あり、研學上人の嗤笑をひく計りの小收穫を擧げつつ、一陽來復を待ちて、新播種新栽培に當らんとするの氣を、宿しおくも亦時に應ずる所以ならんと、其の場に取り極めて、成れるか本書なり。

本編題して經濟眼といふ、經濟論上具眼たるを、誇負するの意ありと、とられては不本意千萬なり、著者酒を嗜むかために、虚飾を包むことも多き、禁酒論を蛇蝎視するの罪か、一兩年來輕微なる結膜炎を患ひ、用心のために、文字通りの色眼鏡を使用しつゝあり、それかあらぬか、これよからんと何氣なく、思ひ當りしかこの題なり。その昔大阪本町糸屋の娘、姉は十六妹は十四と、飾り氣なく書き下せし一句は、

天下の名文にして、又餘韻に富むと、幼き時教へられ、然らんと思ひつつ、學ひ來つ又學ひ行く身には、當世に時めく論アソツひに不審も尠からず、その不審を不審とする事にも、意義あれかしと想ひ、又眼鏡の事を鑿鑿と呼ひしことも、ありけるよと想ひ起しつ、之を筆にして序に代ふ、かくいふは大正八年一月二十日なり。

眞如堂門前の假住居に於て

著者識

經濟眼目次

論說

□ 偶然の説	一
□ 井蛙自然觀	四五
□ 副業小觀	七三
□ 職業調査瑣言	九二
□ キングスラーと基督教派社會主義	一一五
□ 農會瑣言	一四九
□ 保險組合	一七四
小品二十題	
□ 時間と空間	三三七

11

- 私學振興の一期…………… 二二二
- 補習教育義務の可否…………… 二四八
- 手の器用と其の修養…………… 二六二
- 日曜の休み…………… 二七四
- 自給自足の大道…………… 二八六
- 英國の養蠶…………… 二九五
- 本邦私出産の死産…………… 三〇二
- 簡易保険更張の一方面…………… 三二二
- 漬物机上觀…………… 三三〇
- スチルナーの唯我論…………… 三四五
- レキシス教授逝く…………… 三六〇
- Ch. Boothの死を聞きて…………… 三六六

- 退 屈…………… 三八八
- 同 僚…………… 三九三
- 我家と故郷…………… 四〇一
- 小事と大事…………… 四〇八
- 家内の秩序…………… 四一三
- 新 と 舊…………… 四二〇
- 鏡…………… 四二九

經濟眼目次終



說

凡國學所_レ要。雖_レ欲_レ下、論涉_二古今_一。究_中天人上。
其自_レ非_二和魂漢才_一。不_レ能_レ闕_二其闕奧_一矣。

菅公遺戒

偶 然 の 説

明治四十三年十月京都法學會雜誌第五卷第十號中「運の説」を掲げしも、爾來その見解を聊か改修したる著者は、之を公表せんとするの念に急かれつつ、一面當時大阪新報記者たりし一知友の依頼に遇ひ、大正六年一月一日以後の同誌上「致富ト偶然」と題し連載せるもの、本編の前身たり、當時續次寄稿中に興味を殺かれ、恰も致富現象に於ける偶然の作用を、説き初めんとするに至りてその稿を絶ちたり、従ひて未完稿に屬すと雖も、一段落を成すと謂はば謂ひ得べく、爾來同年京都理學會春季講演會に臨み、偶然の説と題し、同趣旨を演ぜしことあるを以て、今之を改題して収録す、首尾必ずしも全しとするを得ず、特に序説中後の一半は新題目及本編の所説と鈞合はすと雖も、右の如き來歴あるを以て今殊更に之を省かず、その修補と一層深遠なる研究とを後日に待つ。

「夫治亂運也。窮達命也。貴賤時也。故運之所_レ隆。必_レ牛_二聖明之君_一。聖明之君。必_レ有_二忠賢之臣_一。其所_二以相遇_一也。不_レ求而自合。其所_二以得_レ然

者。豈徒人事哉。授之者天也。告之者神也。成之者運也」とは李康が運命論を草して立言せる所、(文選卷十一ニ之ヲ收ム)實に自然界を律せる諸規則の確定不動なるに比すれば、人事は夫れ「運命の遊戲」The Sport of Chanceにさも似たりとすべき事は、此事實を掲げて歴史研究の困難を説きし、史家英人フリーマンならでも亦、看取し得べき所なり。¹⁾ 世間萬般の事は、運命又は偶然の作用により翻弄せらるゝのみならず、人々寄り合ひて政治、經濟、風教等晴れの舞臺に角逐する様其の者も亦眞に遊戲に似たり、而も亦人の行は、百人一首の歌留多を取るに譬ふべきに非ず、人生の舞臺は將棋盤を以て推すべきに非ずして、花合せの歌留多を引ける一座に、比喩すべきに似たり、好敵手の間將棋をささんとするに當り、其の手に分たる、駒數、并にその盤面に於ける配置は、双方全く對等なり、源平の兩組に分れ、百人一首の取り合ひを初めんとするに當り、好取組とし

1) cf. E. A. Freeman, The Methods of Historical Study. '86. p.154.

て引受くる枚數は双方全く等數なり、駒の進退は凡て指し手の考へにより、熟慮の結果として決定せられ、讀み出さるゝ瞬間に、其の歌留多を取り得ると否とは、眼及び手の働きに、鋭敏遲鈍の別あるによりて定まる、其の間勿怪の幸、かるはずみ等の作用挿まり、勝敗の運を轉せしむることなしとせざるも、勝敗の數は大體に遊戲者の上手、下手により決せらる、然るに花合せの歌留多遊びにありては、ふだの分配は偶然により決せらる、言ひ換ふれば遊戲者の統制し得べき範圍以外の諸事情により定まる、各遊戲者は其の遊戲を重ねるに従ひふだ廻り或はよく或は悪く、配られしふだを以て、隨時其の自由意志の判斷に従ひて遊戲す、故に其の結果の勝敗は巧拙により定まる部分も存すべしと雖も、多くは分たれたるふだの良否并にめぐりのきくときかざるとにより定まり、略言すれば偶然により定まる、賭け事と觀じ得べき人生の事業に倦み、餘暇娛樂

を求めんとするに當り、彼の福引に釣られては目前其の必要を感せざる物をも、買ふと同様なる心も働き、好みて花歌留多遊びを選び、又その賭けに溺れ易きに至るは、此遊びに右の性質あるがためなり、ふだ回り間悪くば、巧妙の名手如何に最善の智慧、熟練及細心を傾倒するも、大勝を擧ぐるを得ざるべし、好し成敗交々來り結局は成功すべしとするも、逆の諸事情競合し、幾回も之を繰返すべしとせば、大敗せざるべしとの保證全く存することなし、人生萬般の事又實に斯くの如し、かの百人一首の歌留多遊び及將棋さしに於て、技倆勝れたる者百戰百勝し、曾て誤らざるが如きは、人生の實生活にありては望み難き所たり²⁾

運不運により人の一生支配せらるゝ事は、其の諸方面につき之を窺ひ得べしと雖も、予輩は本編に於て、専ら一個人并に一社會階級の經濟的運命に限り考究せんと欲す、生活のこの方面は鮮明又頻繁に、偶然の作

2) cf. G. C. Lewis, A Treatise on the Methods of Observing and Reasoning in Politics, '52. 2. vol. pp. 395, 396.

(い) 其の全文によれば、勿二頭中尾見、文華須レ得レ理、禾刀自偶然、當レ遇レ非常喜三なり、之に關する永代大成の雜書萬曆大成就の說明によれば(第一句)ヲレヨリ下ノ人ニ親シムハワシ、隨分目上ノ人ニ從ヒ交レバ、ヨキトヒアルベシト也、(第二句)目上ノ人ニ交レバ、ノノオオ智願ハレテ名モ高ク、シアハセハ益々ヨ句)禾ハ稻ナリ、刀ハ鎌ナリ、鎌ヲ以テナラク、幸ヒ自カ

用を窺はしむべき範圍なるのみならず、今の時も亦、かゝる問題を議するを、無用視せざるが如く思はるればなり、それ世は大正となりて大戦あり、砲烙歐大陸の天地に漲れど、交戦國の仲間入せし我國內には、開戦後第二の新年を迎へし今日迄も、血腥き風吹かず、却つて成金輩出の聲を聞くこと益甚し、惟ふに是等の徒輩中、其の思惑當れるに際し、百番御判断第八大吉の籤の後半に、所謂禾刀自偶然、當遇非常喜てふ、⁽³⁾想ひに暮るゝも多かるべく、彼等は千載一遇の世界戦に際會せるを、一大幸運と觀じつゝやあらん、予輩は素より貧書生にして、又一生の中に一度は、貧書生の生涯を脱し得べしとも思はざる者なれば、金持が金儲くる時の心理作用など、天機窺ひ得べき限りに非ずと心得、引籠りて沈黙を守るの覺悟するこそ、分に應ずるの所爲なるべけれども想へど、世を見渡すに、人は諸方面に於て浮き腰あり、致富の途にかけても、兎角

也、(第四句)
非常トハ常ナ
ラヌ事ヲ言
フ、心ヲ正シ
ク持テ、道ヲ
守ラバ、思フ
ケナキ幸ヒテ
得ベシト也ト
アリ。

六
浮きたる思想益々人心を支配し、取引所への途は乃ち成金への途なり、
鞘取りの業は富を致すの唯一策なりと、思ふの風を増せるが如き趣あ
り、「巨萬の富をなすは株式相場に限る、安全に成功を望む者は、僻遠
の田舎に務むる軍人官吏と雖も皆來れ」と公言し、人を猫扱ひとし、饅
節を掲げて之を釣らんとするにも似たる輩、多きを察せし儘、閑人の長
談議に流るゝの嫌ひあるべく、又世間の人が折に觸れ、何氣なく言ひ出
づべきことを、多少筋立てゝ述ぶるに過ぎざるべしと雖も、一書生とし
て致富現象を、卓上より觀想せる儘に書きとり、世の事柄を其の事柄の
ありの儘に考察せんとする人々の、参考に供せばやと思ひ立ちつゝ、此
稿を起しぬ。

二

事に觸れて偶然と考へ、又話の中に偶然の語を挿み、一事を其の作用

に歸し、又之を筆にして日常生活の觀想となし、世變時運の説明となす
は極めて多きことながら、之につき先づ注意しおくを可とすべき二事情
あり。

思ひ掛けざる身外諸事情として、人々が其の意志又は行爲により、何
等の威力をも加へ兼ねべく、何とも致し方なしと觀すべきものに對し、
人は種々の語を以て、之を言ひ表すを見る、文言の續き行く調子よろし
きに從ひて、熟語熟字を作らんとする、「語路合せ」趣味にも富るが如き
英語に於いて、ヘルス(無病)ウエルス(富)を重ね、ウエルス(富)ウエルフ
エアー(福)と並べ説くの例は、英文經濟を學べる人の普通に注意すべき
所なるが、之にも似たる英用語例は、右の事例につきても亦同じく存す
るを見る、乃ちチョイス(有意)アンド、チンヤス(偶然)と説くは之な
り、球を突く人が隨時四球の配置と、クッションの反撥力とに鑑み、撞

球の部面及強度を斟酌し、克く其の所期の如く他球に當て、二點三點又五點を收むるは、乃ちチヨイスにして、突きたる球の回轉し行く間に、他球に行き當り、豫期せざる得點を收むるは、乃ちチャンスの一例なり、かゝる偶中あるの事實を認め、初めより之を僥倖せんとし、思惑して球突く事をも、同じくチャンスと呼ぶに至れるは、此本義の一轉用に外ならず、其他グッド、アンド、バッド、ラック（仕合せ、不仕合せ）と言ふが如く、右に類似せる用語例にして、又同様なる觀念を言ひ表さんとする英語は多きも、今一々之を問はず。之を邦語邦文につきて察するも、吉凶禍福、を説き、運不運を談じ、天命、天運、命數、災異、厄難と呼ぶ如き用例は多く、一々之を尋ね來らば日も亦足らざるべし、而も亦是等の文言にありては、凡て其の觀念上一事一事情により、人の幸不幸に及ばず影響の指摘を伴ふも、是等と等しく、思ひ寄らざる諸事情を

指せる一文言にして、かゝる附隨の觀念を伴はざるものは、實に偶然の一語なり、偶然の事態として世相に映する姿は、隨時眞面目又は悲慘、愉快、快活又は滑稽、福の神又は惡魔と觀せらるべきに拘らず、偶然の觀念中かゝる事態の暗示を伴はざるは、又實に偶然と議し得べき所、こは先づ注意しおきて可なる一事情なり。

偶然の作用世事を支配することは極めて大なり、然るに學問上に就きて察するに、之に對する態度は、冷淡又は狐疑たらずんば排斥たり、漫然輕率なる同語使用たらずんば、乃ち不用意なる偶然否定なり、加之如何に之を取扱ふべきかを、正解せざるの觀なきに非ず、諸學問中此觀念の宿營又は本籍何處に存するかの問題さへも、明瞭ならざるに似たり、法律は失火に付き偶然に基くものを認むるが如く、從ひて又之に付失火者の賠償責任を認めず、又保險法が偶然の作用を、大に重視するが

如き事例、別に尙抄からずと雖も、法學は必ずしも偶然の觀念を精研することなきに似たり。論理、純正哲學、諸精神科學、諸自然科學、神學、藝術は、何れも之を取扱ふも其の取扱ひを以て掛持ち視するが如く、何れの學問も之を自己專屬又は本分の問題として、取扱ふことなきに似たり、純正哲學上あらゆる實在の最終元素を尋繹し、從ひて又宇宙構造の大案中、偶然に歸すべき餘地存するやを當然吟味すべきを以て、偶然に關する研究の所屬は、之を斯學に歸すべしとは、人の先づ第一に考ふべき所なるも、斯學を攻究する學者一々偶然に付明快なる解釋を下せりとなし難きに似たり、人間の世相特に富貴榮達、貧困凋落の過程上偶然の作用を觀せしむることは多きも、社會學、經濟學にありては其の一學問てふ建物完成の目的上、偶然は有用材料たるべきこと、明示又は暗黙の間に認めらるゝが如きも、之に如何なる工技を施し、何處に之を組み

込むべきかにつきては明解なきに似たり、こは偶然に付先づ注意しおきて可なる第二事情なり。

三

世に偶然なしとは、種々の問題に付確執すべき二學により、一樣に發せらるゝこと多き叫び聲なり、二學とは何ぞ、哲學及神學は之なり。

廢人角男を見世物に出して、親の因果が子に報ひと説きつゝ、看客の好奇心を挑發し、災難に遭ひ疾病に罹りて、何の因果か知らねどもと歎じ、長命富貴の人を觀ては果報者と羨むが如く、一事に觸れて其の原因を尋ぬるの念は普通人の心にも浮ぶべき機會多し、かくて哲學者の間風に因果論は説かれ、又事々物々因果關係に支配せんとするの觀念を本として、偶然の存在を否定せんとするの説は起れり、乃ち惟へらく、世上に起る一切の變化は諸因の果たり、而も亦其の諸因は任意に代替さるべ

きに非ず、又放恣なるべきものならず、寧ろ特定せる諸因錯綜して其の果を生ず其の諸因中一つのみ缺けても、或は別の一條件加はりても、其の果に相違を生ずべし、凡て同一の諸因より同一の諸果を生じ、不同の諸因より不同の諸果を生ずと説くは、因果論に於て根本に認めらるゝ大則なり、而して此大則より推さんか、宇宙に於ける一切の出來事は、先發諸條件の復合に因り必然生ずべき結果視すべく、其の結果以外別途に出で得べきに非ずと議すべきことゝなる然るに別途に出で兼ねるものは、必至又は必然なるべきも、必然は偶然の鮮明なる敵なり、而して世上の事々物々一として無因なるものなきを以て世には偶然の作用全く存することなし、一事物の原因其のものも常に前に遡りて其の原因を有し其の間無窮の連鎖をなすべし、故に世人が一事に觸れて偶然と觀想する場合あるも、それは宇宙の實在を穿たず實在の眞相に當てはまらざる主觀的

觀念と、評し去るの外なし、一事を指して偶然と言ふは、取りも直さず其の原因を解せざるがためなり其の原因既に究明せらるゝか、或は究明せらるゝに至らば世に不思議なる事なきに至ると共に偶然てふ外觀も失はるべし、試みに一例によりて説かんか、元來夏秋稻の熟する頃の夜、之と時を遇はせ空中にて時々閃く光りなるがために、邦人により「稻妻」と呼ばれし同一現象が、時ありて雷雨と相伴ふこと多きを知り、其の間に因果の關係ありと推測す、而も亦雷雨に付、一層遠き原因何たるかを明かにせざる間、吾人は一雷雨の生起を偶然と名づくべし、要するに世に偶然又は奇偶なし、之ありとするは原因に關する不知不識のためなり、偶然とは不知を隱蔽するに都合よき言語たり、不識の好庇護所たりとは實に是等哲學者の觀想する所なり。

「一歳宇治の螢狩に偶逢ひは逢ひながらつれない嵐に吹きわけられ」と

言ふ如く、意外に不圖偶發的に起るが如き成行も、戀の道行上、百に一度千に一度はあるものぞ、男女の相愛は自然の情なれば、青春の男女相戀の結末は夫婦仲に終るが多數ぞと言ふが如く、偶然的なる諸條件の離合如何により常例異例様々に生起すべきを、其の事例の大數に付經驗し其の諸異例の原因は一々明瞭ならず、従つて偶然視するの外なきも、右大數中諸異例生起の回数按配は凡そ確め得べく、又其の結果により未來の蓋然を豫想し得べしと觀するの道も夙に起り、其の方面の學理も大に開拓されしのみならず、天地人三才の運行上、偶然存するの餘地なしとするの説は、古今幾多の思索家により吐露されたり、數例を掲げんか、スピノザは曰く「世上偶然なるものなし」と説き、ヒュームは巧妙なる措辭により「宇宙に偶然といふが如きこと全くなきも、一事件の實因を知らざる爲めに。悟性の上には偶然を認むると同一の影響を及ぼし、

又偶然に對すると同様なる信條又は意見を生ぜしむ」と説きヘーゲルは「人は哲學の門に就くと共に偶然を棄てざるべからず」と議し、又ツレンデレンブルグは議せり、「學問上に於ける偶然は、常に一層深淵なる研究に就くの渡船、又刺戟たるに過ぎず」と、而して經濟學其の他の諸學に於て、會々偶然の觀念を議するの要ある場合、這般の見解に立脚して、其の説をなす者は多し。

四

佛說善惡因果經には「受レ報不レ同者、皆由ニ先世用レ心不レ等。是以所受千差萬別」と説いて、先づ佛說に所謂因果の主旨を示し、「爲レ人大富者從ニ布施中ニ來。爲レ人有ニ車馬ニ者、從ニ下施ニ三寶車馬ニ中ニ來」と説き又「今身率ニ化諸人、作ニ諸功德ニ者。未來世中必作ニ豪富長者。衆人敬仰、四道開通、所レ向對偶」又「今身喜ニ布施、慈心養レ命者、生處大富、衣食自然」

(ろ) その昔金地院の僧崇傳、家康に川府の創業に預りて大功あり、家光の時掲げて大祿を蒙り、酬ゆる所あらん、家草ノ根ニ似たり世ニモトツダニシ、モトメナシ、辭し去りし心、事のみ成就、亦佛說中この教儀以上深きも、想はす人、非ずと雖も、今深く之を尋釋せず。

と訓え「如我處々經中所說因果。勸諸衆生、讀誦修行、得三度苦難」
 「千二百惡人、捨其毒意、自知宿命、無量善人、得無生忍、恒受快樂、
 無量正者生諸淨土、共諸佛菩薩、以爲等侶」と結びたり、經文の眼
 目は自ら善を勧め、惡を懲らし、佛菩薩を信せしむるに存すべしと雖も
 此眼目を納得せしむるの途として、過現來の三世を貫く因果因縁を諸世
 相に就きて論せること、實に其の内容の大部分を占む、前世現世に善惡
 一切の業行を作るがために、現世來世に善惡一切の果報を招くは必然の
 理にして、其の間絲毫も差ふ所なきは、桃の華より桃の實を生じ、李の
 花より李の實を生ずると異なるなし、孔門十哲中德行の聞こえ高かりし顔
 回も、少壯にして夭折せるが如き、俗人は不運と觀し偶然と議すべきも
 三世因果の理よりせば、其の前世に於て惡業因をなして現世に此果あり
 人は之を解せざるも、佛は之を知れりと觀すべしとし、善惡一切の世相

(は)李康はかくて

張良が陳項に
 容れられずし
 て沛公に用ら
 るに至りし
 事實を引き、
 説明して曰く
 こは「非下張良
 之拙、說於陳
 項、而巧中
 言於沛公上也
 然則張良之言
 一也、不識三
 其所二以合
 離、合離之由
 神明之道也、
 又合離に對
 し、苟合之士
 ありし、俛
 仰尊貴之、
 遂二逆勢利之
 間二意非二是
 非二讀レ之如
 非二讀レ之如
 否一、應レ之如

に無因なるはなく、偶然なるはなしとするものゝ如し。

不肖淺學にして佛說に就きても門外漢たりと雖も、其の所說上偶然否
 定をも伴ふの觀あるは上述の如し。之を一般神學者につきて察するに、
 偶然の否定は其の所見上自然の論結とすべきに似たり、詳言すれば神に
 全能、遍在の特質あり、其の全能とは神が萬物を創造し得べしとするの
 意に限られず、實際に之を創造すべく又創造したりとの意なりとせんか
 廣き宇宙に於ける事々物々には神意之に伴ひ、萬事は其の意に従ひて起
 るべく、自ら又偶然存するの餘地なしと考ふ。這般の見解は、啻に宗教
 論に於て之を發見し得べきのみならず、俗人の口よりも發せらるゝを見
 る、本編冒頭に引用せる李康の文言中「授レ之者天也。告レ之者神也」と
 議せるが如き、現に其の一例に供すべし、其の外文學者の立言中數例を
 數へんに、レツシングは其の著エミリア、ガロツチ中、伯爵夫人オーシナ

レ響、以ニ關看一
 爲ニ精神一、以ニ
 向背一爲ニ變通一
 勢之所集、從レ
 之如レ歸レ市レ
 謂合離の原因
 に關する所
 説、實し難し
 とするも、日
 和見、苟合の
 徒を忘れざり
 しは痛快なり

をして、「偶然を説くは瀆神に當る、日月の下何物も偶然ならず」と言はしめ、シルラーは侯爵ボーザをして、「神意偶然を授く」と説かしめ、又ワルレンスタインをして「世には偶然なし、世人に不明の偶然と映するものあれどそれはしか思はしむるに過ぎず、其の實は幽玄なる源より發せるものなり」と説かしめたり。夫れ宇宙即神論又は萬有神教的觀念を奉ずる者の間にありては神と宇宙とを一に歸せしむるにより、世には神的生起存するのみにて、偶然を生むる餘地全くなしと考ふるは自明なり、されど基督教の有神論にありても亦、少くとも人生の幸不幸に深甚の關係ある大事變を以て、偶然と認めず、其の中には神意に歸すべきものも存すべく、然らざるも尙神の特別寛恕に歸すべきことは、別に詳説舉證の要なしと觀じ唯其の作用につきては、人智を以て測り難きことを留保するものゝ如し。

五

以上偶然てふ觀念が、何等の客觀的典據を有せずと觀せられ、之を認むるも其の理由は單に人の思惟上恐らくは避け難き弱點あることにのみ之を歸すべしとするが如き論旨に重々しき外觀を付與し、かくて偶然否定説が全く相違せる二觀點より説かるゝを知れり、而も亦世上に起る事物々を各場合に必然とし、神意と認め得べきや、一の哲學者神學者、又は一の歴史家、自然科学者あり、事實上果して能くしか取扱ひ得たるや、世上の諸經歷は偶然の補助觀念を借らずして、果して能く説明し盡すを得べきや疑なき能はず、夫れ然り、以上の諸論旨は貫き得ざるに非ずや。

右諸論旨に對し更に立入りなる検査を施さんか、其の諸論旨特に哲理を粧へる第一論旨は、之に耐へざるに似たり、夫れ因果態の法則は眞なり

其の法則上一事物の各變化には、一原因又は數原因あるを要し、同一の原因は同一の果を、不同の原因は不同の果を生ずとし、一定の場合に前に起れるものと、確實に同じき諸條件悉く備はらば、其の果も亦確實に前の果と同じかるべし、必然の果とは此意味に於て謂ひ得べしと説き、其の以外に何事をも説かずとせんか、何人も右の法則に對し争ふことなかるべし、換言すれば是等の文句を説く以外に、右の法則により「世に偶然なることあり得べきや」の問ひを、解答せしむるが如きことなき限り、之を争ふの要なかるべし、一事變の諸因既に明かにせられ、又其の諸因恰も實際に競合し存在せる限り、最早其の因果態の發現上、一絲も紊るゝことなかるべし。されど實際につきて鑑ふるに、其の諸因が共存すべきや否やは生起の最終瞬間迄疑はしくして又不定なり、その共存その生起に執着隨伴すべき必至は全く存することなし、寧ろ其の反對に吾人が爲し又は

經驗すべき事々物々中、何物も必然たらずとすべく、「さだめなき世の中よしや夢ならばうきことのみは見えずもあらん(香川景樹翁談)と観するは却て意義多きに至る、こは又實にあらゆる思索家の間、多方面に亘り一致を伺はしむる見解なり、之がために世人は何れの事實につきても、其の事起らざることなしと観することなく、又其の事變は別途に出づことなく、又或は少くとも、恰も現在生起し得ざるべしとするの、觀念を伴はしむることなし、何人も亦其の過去に顧み、事物の成行は各時點より別途に、順又は逆に進み得べきことを否定せず、又は誤認せず、舊冬講和の報傳はりて株は崩落し、強氣の人氣を阻喪せしめたりと雖も、今春弱氣に走りて大失敗を免れ得べしとの、保證存することなし、景氣の變如何により、何れの時點よりも、順又は逆に變じ得べきは、否定し得べきに非ず、請ふ尙少しく言葉を換へて、右の主旨を補説せん。

吾人が抗論し得ざる一必至あり、乃ち一結果を生むの諸條件備はらば其の結果其の物は起らざるを得ずとして、説かるゝ必至は之なり、野外に於て空中に石を投ぐる時は、其の石は又地上に落下するや必至なり、されど予が石を投ぐるの事實は必至に非ず、又予が途上大雨に襲はるとせば、予は必ず濡るべきも、予が傘を持たずして途中にある際、恰も降雨に遇へるの事實は、之を目して起らぬことなき一事とするを得ず、最近に於て割合に多数の華族を同時に出せるは、大正四年十二月一日にあり就中學歴官歴の功により、男爵を授けられたる名士五人あり、其の一人一人につき、此榮典に預けられたる理由を究め求る際其の事あるは當然なり、否必然なりと觀じ得べき途自ら存すべきも、其の中三名士が次男たる身分を有せらるゝの事實を以て、別途に出で難き一事と觀じ得べきに

非ず、點火せる燐寸を燃焼し易き物に觸れしめなば、火事起るべきや必至なり、而も亦恰も或場合に一人の子が如何にして燐寸を得、又此子は何によりて、この燐寸を玩具として遊ぶの念を起し、又何か發火に幸ひせるか、大事起らざるに微風起り、燐寸の小火焰を消し得ることもあるべく其の反對に著しく酸素を送ることにより、半ば鎮靜せる火焰を再炎せしむることあるべし、凡そ是等諸條件の重疊、生起不生起の諸組合せに、必至あることなし、諸學進歩の結果として、夫等諸組合せ其のものに付ても、必至となし得べきものあるを、究明し得べき望は存すとしても、別に又千變萬化の組合せとして、豫想を許さざるもの多かるべきは否定するを得ざるべし、要するに、自然法はその諸條件備はる場合に、實現さるゝは自明なり、されど各場合の實際上、是等の諸條件共存すべきや否やは、其の自然法自體によりては決せられず

看るべし、生起する事々物々に付吾人は二事詳言すれば必至なる一面と、別途にも出で得べきものとを區別すべき義なるを、素より信仰に立脚する時は、右別途に出づべきものも亦神意に歸し得べしと雖も、人智の淺薄なる到底其の當否を判定し得べきに非ず、而して吾人は右見解の下に生起せる事々物々を一定事實復合の結果視す、諸事實復合共存の結果、米界毎八年に大變動を生じ、株界毎十年に大瓦落を生むが如きことを觀し、無因の周期大變ありとすることなし、如何なる事變も事實として之を承認し、かくて又前以て豫見すべからざりし一定事實とし、之を幾分か偶然なるものと觀念するに過ぎず、明敏なる佛國の學者クールノ一夙に這般の見解を道破せり、其の所説によるに「偶然てふ語は實體ある一因を示すことなくして、寧ろ一の觀念を示す、互に無關係ながら、何れも適當の組をなして生起すべき、諸原因又は諸事實より成る、諸經緯

の組合せは乃ち此觀念なり」とせり、而して其の間必然と呼ぶるは事事物々を生起存在せしむべき條件一切を、結束具備せるものに限れり、従ひて必然を分てるもの、假令ば其因果態の二分の一又は三分の一は最早必然に非ず、結束劃定されたる成行のみ必然たり、否必然として顯はる、其の成行の途中に屬するものは決して必然に非ず、かくて又其の主旨を推し正當に議し得べし。世上に起ることに就き必然なりと言ふは、別途に出づることあり得べきに非ずとの意味にて、然りとすべきもの全くなし、萬事一切偶然性の一元素を伴ふ、人間萬事塞翁が馬とは、至言眞に欺かずと。

七

以上吾人は偶然を認め得べき餘地あるを説き來れり、其の意義を一層明かならしむるため、更に縷説する所あらんとす。

3) cf. E. Herrmann, Die Theorie der Versicherung. 3. Aufl. '97. 5. 7 中 Cournot, Exposition de la théorie des chances, p. 62 ヨリ引用セル所ニヨル

前に引用せしクルノーの、所説によりても明かなるが如く、吾人は元來各箇單獨の出來事を、其のものとして偶然と呼ぶこと決してなし、之あるがためには、必ずや第二の出來事との關係なかるべからず、一の適遇又は所謂奇遇偶中なかる可からず、而も亦其の二事實又は數事實に付ては其の相互の間に因果關係其の他の一縁存すべきに非ず、毎年七月七日の夜、牽牛と織女と天河に會すとするの、想像説にも似たる事變は偶然に非ず、其の事實は餘所事として無關係に共存すべく、時としては互に撞着し、其の撞着の影響を伺はしむることも亦妨げず、路行く人に當りて之を傷つくべき屋根瓦の落下、行旅者に觸れて、之を殺すべき電光の如きは、是が適例なり、空中に迷へる雲は、下界地上に何事起り、何物存するかに付、全く無頓着たり、又之と無關係たるべきも、雲の諸元素飽和點に達し、かくて之を散せしむべき時間、又空間に達せんか、

其の雲は散じて天地を震撼し、電光、雷霆、風雨を起さしむべく、其の土地に用あるや、有害なるやにつきては無頓着たるべし、之につき閃き來る電光の途及瞬間も、之にうたれし行路者の行脚も、各自其の自然原因を有すべしと雖も、此兩事が同一瞬間に、同一小地積に於て會遇せること、乃ち本項に問へる本件につきては、何等の原因を示す能はず、「法制は亂に備ふる所以にして、天下をして亂なからしむる事能はず」獨逸現皇帝の如く、力即ち義を信せる君主起らば、國際法は蔑視せられ、平和は擾亂さるべしとするの理由あるも、何の原因により、カイザーが大正の時代に會へるか、説明する能はず、啻に人智淺き結果として然るのみならず、之を啓示するの見込全く存せず、又數千載を通じ、之を啓示し得ざるに似たり、宿命論、盲運論により其の原因を解し得たりとし、此果は夙に永遠の宇宙設計及創造案により豫見せられ、組み入れられたり

とするは、説明として不満足なるに似たり、此果を以て超俗の意識的、意志に基づくものとし、斯くて一の謎に代ふるに、一層隱秘なる他の謎を以てせんとするが如きは、吾人の俗智を以て諒解し得ざる所なり、夫然り然りとせば、上記の如き事變にありては、偶然其のものが原因をなすと議するも、之を以て矛盾とすべきに非ず、吾人は茲に客觀的偶然又は絶對的偶然あり、原因の作用をなすと觀すべきなり。

各個の元素及事物の運行は、競合して世運をなすも其の元素及事物は無量多端にして測るべからず、又互に拒否し、混雜し、交叉しつゝ、無限の經緯を編む、其の間互に無關係なる因果系列が、不可解に紛糾するがために、偶然の根本義を形成せしむべしとするは、上説の如くなるが、かゝる紛糾は日常何處にても、あらゆる可能の下、複雑なる形態にて顯はれ、事の大小を問はず、又自然界の別なく之を見る、人或は觀じて曰

く「自然界に偶然なし、自然界の現象は悉く其の生起を、他の諸原因と一關係を結べる諸因に、歸すべければなり、唯自然界認識上に於ける、人の暗愚に立脚して議する限り、原因又は因果關係を立證する能はず、少くとも豫見し得ざる諸事變を、偶然とすべきのみ」と、素より自然現象にありては、因果必至の關係を確かめ得べきこと人事界に比して多かるべきも、此事實を擧げ、自然界諸條件の配合區々たり得べき可能、從ひて又偶然存し得べき餘地あるを、否定し難きを想ふ。

八

一言語が知らず識らず、其の意義を擴張し變更するは普通に見る所、偶然の一語につきても亦其の例あり、乃ち第一に偶然に付ては、何れの場合にも諸事變共存すとすべきも、その諸事變は處并に時を同しくして會偶すべきものと限らず、假令ば一人が庭を掘り、一の寶を發見したりと

せんか、寶の埋藏と土掘りとの間、處の上の相関は存するも、時の上に之れを見ず。第二に割増金附勸業債券の抽籤、花歌留多、雙六遊び等に於ける、諸運行諸組合せの生起に伴ふ偶然は、千變萬化にして、人智の單純なる解明を許さず。學者中客觀的意義に於ける偶然とは、かゝる偶然を指す、と觀する者あるは、吾人の所謂客觀的偶然の意義を、汎博漫然ならしめたるものと謂ひ得べし、而して邦語にありては、其の事なきが如しと雖も、英語チャンスにありては、右の事實のために其の意義を一轉せしめ、特定の一事件起るべき蓋然數其のものを指して等しくチャンスと呼ぶに至れり、六面等大又平かに切られたる賽を無雜作に投するに當り、六目の各個が顯はるべき蓋然數は六分の一たるべく、第一回の投賽により、一又は二又は六等の顯はるべきチャンスは、各々六分の一たるべしと議するが如きは之なり、一事件起らざるべしとの必至確實よ

り、其の事件必ず起るべしとの必至確實に至る迄、諸程度の蓋然數は存すべく、萬に一、九死に一生と言ふが如きことより、多分又は十中八九と言ふが如きことに至る迄、其の程度區々たり、之が妄漫なる臨機的世俗觀に止まらず、學問上に於る之が緻密の精研も、亦夙に起れるは前にも一言せる所なり。第三に外界事變として加はり來る附隨事變を、全然吾人の主觀的觀念及豫期中に寓せしめ、かくて之を見越し又之を思惑するも、其の事件の成行上推測されず、所期されざりし諸事物起り、吾人の所爲及び思惟に對し、餘所事の如く入り來る事々物々起るをも尙偶然と呼ぶが如く、偶然觀念は擴大さるゝに至れり、右の事情に關聯し、自ら人の行爲中、氣紛れ、デマカセ、データラメ、アテナナズと評せられ、オヤツシ、場當り、大向ノ喝采ヲ博スルニ急と、評せらるゝものを生ずるの餘地あると共に、見當違ヒ見込外レ、當事越中禪向ヨリ外レシを偶然

とも観ず、コロムブスが東印度への途を捜さんとして、亞米利加を發見し、ベルトルド・シュワルツが其の推測に反し、火藥を發見せるは、右の意味に於ける偶然に過ぎず、凡て一觀念に於ける安定不朽の特色又は目標を究めんとする人は、隨變特徴假令ば馬の特質を究むる場合に、其の主眼と無關係なる色及大小等を、凡て偶然と呼ぶべし、かくて結局吾人が穿鑿し、意象し、所望せるものに對し、附隨の關係あるものは、凡て之を偶然と呼ばんとす、要するに最後に説けるが如き偶然の諸形式は、主觀的偶然又は相對的偶然と呼び得べく、其の何たるかは、人々により、又目的如何により變ずべく、客觀的偶然とは、大に其の趣を異にすべし。

九

以上數日に亘り、吾人は偶然の固有觀念を尋釋し、其の意味する所、

相互の間無關係なる二又は數因果系列の、場所的及時間的適遇にあり、而して此適遇に就ては、無限無量の可能あり、而も亦之につき何等の理由なしと觀じ、又是等の可能は隨時實現さるゝことを知れり、果して然らば、世運につき因果關係として顯はるゝ其の他の鎖は、偶然のため、隨時重大の中斷を加へらるべきこと、推して知るべきなり、蓋し全く豫期されず、而も亦他の諸事實の如く、其の影響を永遠に及ぼすべき事變は、隨時生起の普通系列運行の途上に闖入し來り、かくて重大の影響を及ぼすことあるべきを以てなり、加藤重氏は偶然にして其の妻妾一室に歡談せるを障子越に窺ひ、妾の頸より蛇立登るの陰影を察せること、傳説の如くならざりしとせば、遁世せざりしなるべく、世に石童丸の悲劇をも止めざりしならん、又偉人ルーター其の友アレキシスを其の身邊に於て斃せる電光、否少くとも其の思ひ掛けざる頓死により其の青年時代に學べ

る法學研究を捨て、寺院に入るの決心を起せりとは、其の傳記の傳ふる所なるが、彼れ若し斯くの如くにして、僧門に入らざりしものとせば、一大神學者ともならざりしなるべく、又宗教改革家の盛名も傳へず、萬事はあらゆる方面に於て、別途に出でしならん。夫れ然り、人智及學問により全く端倪し兼ねべき客觀的偶然は、特に人の經歷に重大の作用あるを認むべきに非ずや。

偶然を偶然とし、別に其の作用の不可解を説くがために、一層深玄なる理論を究めんとするの意なきは、上述の如し、されど又何物か不可解に非ざるやの問題を解くは、上説の偶然觀念を一層明かならしむるため、不用に非ず、就中普通の用例に従ふ場合、何を偶然とすべからざるかの問題は然り。

世人が偶然と呼ばざる事物中、第一に擧ぐべきは、人の行爲中意識及

熟慮の下に實行さるゝものがあり、「カクスレバカクナルモノト知リナガラ己ムニ己マレヌ大和魂」に出づる事業の如く、人の特別人格より出づる自由の事業にあり、素より之につきては、偶然の動機に促さるゝこともあるべく、否之ある場合は多し、又其の目的を追隨する間に、豫想外の隨伴現象加はり來り、助長又は妨害の作用を及ぼすことあるべく、この點は後に致富現象につき再説すべきも、思惟すべく立志すべき生物乃ち人間の自由意志行爲は、實に偶然の對照たらしむべきこと鮮明なるに似たり、若し夫れ人の行爲にして、悉くデマカセたり、偶然たりとせんか、世には引責も、後悔も、良心も存せざることゝなるべし、要するに偶然の對照として擧ぐべきもの、必至に非ずして、意識又は理性に發せる意志の自由を擧ぐべきに似たり。

世人が普通に偶然の觀念を適用せざる第二事變は、吾人を圍める實在

タル事ニアラ
ズル観想の
一例に引き
も、後編に
ける、運屋
六が、運ハ
コが、運ハ
惠チウケテ
身スルハ己
ガ身ノ運ニ
ルナリ、運
一字ニ、運
リサレバ、
人事ヲ盡シ
天命ヲマツ
シトゾ、マ
するの如か
なるに如か
ず。

自然法を認むるも、淺學なる吾人が觀するが如く、之を觀じ得べき限り、右二重眞理の觀ある二重世相存するの理も、了解し得べきものゝ如し、乃ち自然法は何等の創造力を有せず、一定の條件起らば、一定の結果起らずんば止まざるべしとの、假定的意義を有するに過ぎず、自然法は實在を支配し、其の用に供せらるべしとするも、其の自然法實在に運用せらるゝ場合、果して其の通り實際に起るや、或は一定の場合に副條件を伴ひつゝ起るべきやは、其の自然法と無關係なり、自然法あるがためには、一定の創造物あることを條件とし、其の創造物につれ、又は之を通じて現存す、事理の考究上自然の勢と説かれ、或は普通傾向と説かるゝものもありても、しか觀じ得べきものゝ如し、人口増加は食料増加に比し急増するの普通傾向ありとするも、人口遞減の變、實際に起り得べきことを、否定する能はず、實在の考察にありては、常に過去に稽む

べく、かくて人の明に對し、混沌として鎖されたる創始に、想到すべきと共に、前途には一層雄大なる深玄あるを想ふべし、宇宙は和合、中立、又鬭争の幾多可能關係により、千變萬化して共存し、並起し繼起すべき事物及事變の無量を打つて、一團となせるものに外ならず、かくて宇宙の運りに動の分子あり、従ひて又因果態の原理を掲げて、之に臨みたればとて、別に又豫期せざること、一見不合理なることゝして、偶然の遊戯により作用せらるゝ範圍洪大なるを認むるの要ありと、信するものなり。

邦語アラ(新)は、「生れ」に通ずとの説もあり、説の當否は兎も角として、邦人は夙に清潔を貴べると共に、生成の新鮮(必ずしも新奇と謂はず)を重んずるの風を養へり、日曜祝祭休業の風由來存せずして、新年を祝ふこと外國に比し、頗る厚きのみならず、五節句を祝ひ、春秋分、新穀を祝ふにつきても、生氣を祝するの意伴ふに似たり、夫れ然り、西

洋の學理を學ぶもの、之に造詣すると共に、生々たる研究心を發揮し、本邦事物に偶然の作用を伺はしむべきものあるを認め、其の解釋上に於ける之が變通に、心掛くることなくして可ならんや。「手より口へ」の生活状態は、經濟發達の現況上、啻に動物界の通態たらずして、勞働階級民も亦然り、糊口の窮鬼に護られて生れ、又その窮鬼に崇られつゝ葬らるゝは、其の通態なりとするも、其の生涯に偶然の作用を認むるの餘地ある限り羅字し代への子は、必ず羅字し代へに、紙屑拾ひの子は必ず紙屑拾ひに仕立つべしとするの要なきに似たり、今日の車夫も亦少くとも其の子をして、富豪たらしめ得べき可能あるを認め、精神一到何事か成らざらんと、立志せしむるも亦、必ずしも舊思想とすべからざるに似たり、請ふ稿を更ためて、之が論究に就くこととせん

十一

偶然あるがために世は不定無常なり、不定の下に住み又働くは、萬人普通の運命なり、啻に人の生命健康に就き、「露をなどあだなるものと思ひけんわが身も草にをかぬばかりぞ」(業平朝臣)と觀するが如きこと、普通なるのみならず、財産及び所得も亦、凡て幾多の危險に曝され、生計致富のためにする努力の結果も不定なるは、あらゆる時代に於ける、詩人文士の好題目となれり。

貴賤窮達不定にして、大なる運不運に逢ふの可能あるがために、人心に影響し、其の意識行爲特に經濟行爲を左右すること深し、特に其の行爲は可能に過ぎざる未來の事件、又は起り得ざるべく豫期され、又は豫期せざる時に起り得べき事件により、左右せらる、乃ち其の際には其の事件起るべきこと、又は一定の時に起るべきことを知れる際に、行はんとするが如く、行はざるべく、又其の事件が全く起らざるべきことを知

(ほ) 這般の消息を面白く説けるを、松平定信の隨筆花月草紙中の一節とす、曰く、久方ノ空ニマカセテ、我がササヤカナルオチ用ヒザレトハ、イヘド、空ニマカスルニ深キ心アルヘシ、星ノ光ミテモ、ハヤ沖ハアラキ風吹出テツ、此ノアタリヘ、ハ、明日ノ晝ツカタクキ來ベシトイフ事モ知レバ、心シテ乗ルチ空ニマカスルトハ言ハメ、沖ノ風吹クモ

れる際に行はんとするが如く、行はざるべし、經濟界を賭博場と觀じ、一切の經濟行爲を思惑と觀するは、一見奇激に似たるも、一概に無理として斥くべからざるに似たり、元手^{モトデ}を卸し、仕事に働くにも、事業により、多少の相違はあり乍ら、健康、生命又は失敗の危険を伴ひ、企業は凡て失敗の危険を賭す、企業により、「やまこ」及び欺瞞と、「安全第一」を標榜するとの相違はあり乍ら、大儲け必然の保證あるものなし、^(ほ)事物の性質上、右危険の多少に基づく影響を、計數により明確に測量するは不能なるも、其の影響の方向と、其の影響の程度とは、近眞的に確かむるを得べし、現に放資の報酬も、労働の報酬も、共に其の行爲のために曝さるゝ危険の程度に順應して變すべきことは、經濟學上古くより普通に注目思惟されたる所なり、學者中には經濟上の危険と、危険を賭することゝを、學理上より研究し、企業家の利潤は、危険を犯すてふ特別職分に

吹カヌモトハズシテ、今コノ波平カナギレバ、ハヤ漕ギ出テ行クチ、空ニマカストハイハジ

對する報酬たることを、極論せる人もあり。凡て是等の事項考察につきても、偶然の作用を重視すべき機會、多かるべき事なれど、之が研究にありては、主として着眼する所、自ら其の作用に窺はるゝ物的元素の必至關係にあり、されどこは本編に問はんとする所にあらず、本編の趣旨は、人的元素を忘れず、偶然と人の致富との直接關係を究めんとするにあればなり、されど又之に先立ち、注意すべき一事あり。

一事とは何ぞ、文明の進歩と共に、偶然の働く範圍擴がり、經濟上の危険を多からしむべきことなり、生産、交通の諸經濟現象に於ける、劍呑^{ケン}の減少、遠慮、達見の増進を意味すべき輓近文明化につき、同時に危険の増加ありと説くは、一見矛盾なるに似たり、現に危険増加の承認を拒み、經濟の進歩は危険の經減を意味す、との假説を立つる人あるべきも、そは明かに誤れり、進歩と危険とは不兩立に非ず、素より不定が輕

視せらるゝに至るは確なり、換言すれば、新發明又は經濟的新施設により、經費を節約し、利便を加ふる事、不定の増大に基づく、損失の危険に越ゆとせば、社會として其の新發明新施設を採用するは寧ろ正し、新年來「災變荐臻」るの例は、豫防策不完全なるによること多かるべしと雖も、其の臻ること多きは、文化一新の兆と觀じ得るの途あり、急行列車は徐行に比し、危険を増大せしむべきも、同じく之を進歩の一徵候視すべし、赤石京都間普通列車約二百分を費やすべきも、其の時間を其の約半分に短縮せんとする際、問題となるべきは、之に基く危険并に其の結果としての損害が、其の利便に勝らざるやの一事に存すべし、要するに輓近に於ける危険の増加は、大部分發明心と自然力の利用法改良とに歸すべく、危険と文化進歩とは並進す、輓近生活の歩調は急なり、習慣的代價と手工業とにより悠暢に營まれ、引渡期限の違約「紺屋の明後日」を

自然視せし中世的生産にありては、遲緩なる特殊姑息を伴ひしも、競争及工場制は諸不定を生みたり、實に産業資本家本位制は危険を多産す。

今未完稿ヲ收メツツ、李康ノ主張セル結論ニ聖人所ニ以爲レ聖者、蓋在ニ乎樂天知命一矣。

故遇レ之而不レ怨、居レ之而不レ疑也、其身可レ抑、而道不レ可レ屈」「聖人處ニ窮達一如レ一也」「凡人之所ニ以奔ニ競於富貴一、何爲者哉、若夫立レ徳、必、須レ貴乎」トセルコト、如何ナル程度迄、本編ノ主張ト容ルヘキヤ、之カ判断ヲ賢明ナル諸者ニ待ツ。

井蛙自然觀

一

明治五壬申年三月、時の教部省が公布せし綱領三ヶ條中、第二條に「天理人道を明かにすべき事」と謂へり。所謂天理とは何を指せるか、否何を意味すと解すべきものなるかを、少しく默想せよ。假りに狭く之を解して、天地自然を支配せる道理なりとし、或は天又は自然の道理と解せ

りとしても、その解答區々に流れ得べきは、少しく學問せる者の看取し得べき所なり。而してこの問題と密接の關係あるは、自然とは何ぞやの問題なり。人として自然を如何に觀すべきかの問題なり。古代の支那哲學者が天に就きて、如何に種々なる觀念を興へしかは、高瀨博士がその著「揚墨哲學」に於て解析せらるる所なるも、今姑らく之を問はず、又英米學者が往々自然に相當せる形容詞を、文化及ばざるの意に使用することあると同様に、自然とは本能の命に逐はれて、放縱不羈束なるべしとするの意にして、特に男女の愛に就き、愛憎の分るるに依りて、集散離合一ならざること、犬猫と選ぶ所なきが如きを理想とすべしとする、一部自然主義者の所謂自然につきても、今之を問はずして考ふるに、自然及自然と人との關係に付、萬人に容れらるべき觀念説明を、何處に求むべきか、感なきを得ざるは依然たり。蓋し自然界は人類が頼りて以て、その生を

託せる所なり、従ひて人は文字あると否とを問はず、機に臨み折に觸れて自然を觀想する所あるべく、詩家文人墨客たると經史の學者たるを問はず、又自然科学者たると精神科學者たるとを論せず、等しく一觀想を懷抱すべく、自然は實に「書籍として、その頁毎に、雄大なる内容を、含める隨一の書」とすべきこと、ゲーテの説けるが如くなるを以てなり。夫れ然り、學びて終に人智を超絶する能はず、連綿啓明の學理を尋釋すること、極めて淺薄なる身を以て、自然を觀せんとす。自ら思ふ、其の醜、彼の井中の蛙、天を覗いて、嘔聲を發するよりも、甚しと。

然れども又卻いて考ふるに、多年興味を以て學べる經濟學の諸著書は、生産論を分説して又重きを置き、普通に生産の二要素として、自然と人否勞動とを數ふ。かくて經濟學を學びつつ、自然を知らずと謂はば、世人の嗤笑を招かん。加之近年民心漸く輕佻誇負の風に滲潤せられ、自然

(ろ) 長胤の歌に
「おもへども
人の業にも限
りあり力をそ
へよ天地の神
と旨へるあり」

を興し易きも、こは自然の力洪大無邊なるを忘れたるの偏見なり^(ろ)。而も亦かく觀じたればとて、人は自然に對して事實上無氣力無爲なること、人文發祥の初階段に於けるが如き、事情に甘んずべしとするの結論は生せず。實に文化の初期にありては、人は自然の事情に制せらるゝこと多く、その共同生活の様は、群集自身が土地に安堵すべき土着の方法如何によりて決せらると、觀じ得べきものあり、群を成して沙漠を放浪し、極めて鞏固なる結束を結びし近東種族の事蹟は、チュートン民族の村落共產制に比して、著しく異なるべく、主君の采地に束縛されし農民は、獨立の小農圃に土着せる米國農村民と、大にその趣を異にすべし、而してその特異の風習は、永くその痕跡を傳ふることあるがために、土地利用方法の歴史は、文化史の基本なりと觀すること、中歐同盟の鼓吹者として、治ねく邦人に知らるる獨人ナウマンが、その著獨逸經濟新策¹⁾に於い

1) cf. F.Naumann, Neudeutsche Wirtschaftspolitik. 3. Aufl. 11. S. 51 fg.

て説けり。されど又一面人智人文の發達するに従ひ、自然に抵抗して之を扶翼利導するに至り、茲に自然の掣肘束縛と感せらるる不便不自由より離脱するの途は益々開かる、その事蹟は愈よ出でて愈々新なり。蓋しその事功は代々齊一を繼承すべき、凡人によりて擧げらるることなく、多くは智能傑出し、意志堅固なる個人の指導により遂げらるるを以てなり。されば自然を輕侮するは誤なると共に、人が人として之に抵抗し、又之を扶翼利導する點に於て、何を爲し遂げたるか又何をなしつつあるか、萬邦物理文明の民は、自然力に意識的人爲を加ふることにより、人の便利幸福に何を貢獻し得たるかを、實感するも亦極めて肝要なり。

三

自然と人との關係に關する諸學者の觀想も、必ずしもその揆を一にせず。一面自然の影響を過重する者あると共に、過度に之を輕視する者あ

り、一面には人の希望せる諸事物が、自然により隨意無限に供給せらるることなきを觀、貪欲飽くことを知らず、社會の存續繁榮のために、克己し節約し保全するの要あるを忘れ、私情に眩惑せられつつ、自然を以て一に人の敵なりとし、自然界に固有なる「怠慢」あり、自然は鄙吝、苛酷、猛惡、殘忍たり、従ひて人と自然との間、絶えざる鬭争あり、絶えざる自然征服ありと觀する者あり。その半面には自然は無盡藏にして又寛仁なり、従ひて厚生之道は一に天地の生氣に和して、之に逆らはざるにありと觀じ、又自然の寛仁なること、熱帯に於けるが如きものにありては、其の寛仁の半面に於て兇猛なる働きあり、之がために人の活動を阻喪せしむると共に、自己の努力に依頼するよりも、自然に依頼するの傾向を生じ、惹いて又之を畏敬するの信念を養はしむとなす。大體論よりせんか、自然と争はんと觀するは、西洋の學者に多く、自然を畏れ之に

逆はずと觀するは、東洋思想に普通なり。

兩説の例證を擧げて、一々之を評論せんとするが如きは、今故らに之を避け、茲には特に人が徒らに自然に付きて目的論的思索を奉じて盲目なるときも、天理として傳へらるるものを、天理とするの信念に生きつつ、開物究理の學藝を啓明するの努力を、忘るるの弊ある一證として、

當時大阪の老鐵商たり、勸業方世話役の一人たりし備後屋喜六が、明治三年公けにせし興味多き勸業修養組話中、説ける所を引かんか、曰く

何事も天理に隨へば、萬の物皆我に従ふ、天理に背けば物皆我に敵す、本朝の將門、異邦の呂布、不當の剛猛なるも、終りを遂げず、舟も車も造化にあらず、人作無心の物なれど、其形具はる時は、横に漕ぎ横に押すとも、人力に従はず、まして況んや、有情造化のものなや。

と。話せる人は平將門の終りを遂げざりし事實と、横に押せる車の動かざる事實とに共通せる天理の存することを信せんとするも、その天理の何たるかを明かにせざると共に、人力に従はざるは、人がその事物自然

の理を究めて、之に順應せんとするの努力、未だ盡されざるがためなるを忘れたるの嫌あり。又曰く

天地は自然なり、首露の鼻俗、我身の事をも知らぬ身の、天下泰平五穀成就なごきて、神に祈るは、誠に及ばぬ事の限りなり、およばぬ事に苦勞せんより、一枚の書も讀習ひ、物の道理を知らん心掛こそ、よかるべけれど、いひし人のありしに、我身の事も知らぬ身の物の道理を知るほごに、學問するは及ばぬ事の限りなり、及ばぬ事に苦勞するなら、國の安きを願ふ心ぞ信なるべしと、又一人の人のいひしとぞ。

と。學問は商賣の邪魔なりと、相當事由の下に唱へられし時代の、思想より逸出する能はず、學理を尊重評價するの明蔽はれたるの、嫌なきに非るか、現に又氏は曰へり

天文測量の事の精妙なるは、西洋人を宇宙の第一とするなり、總じて物の究理に至密なれば、花を愛する事もなく、月を賞する事もなく、日本の人の心はいかなれば、年々に咲く花、夜毎に出る月さへも、歡び稱する事にやと、いふかりてたづねしとぞ、萬の物の理を究盡きはぬして一物もなき時はさもありなん、されど風流、温雅の心なく、人情に疎きはぬきは取らぬが皇國の風

なり、萬の物の理も窮まらぬが奥ゆかしとぞ。

人情、風流、温雅の心は、或は我利貪慾と相容れずと觀するを得ん。されど究理の心は必ずや、温雅の心と背馳すと觀すべきものなるや、大に疑なきを得ず、开は兎も角として、右は明治初年の一商人によりて懷かれたる見解たるに止まらず、今日尙往々にして同様なる見解、その跡を絶たざるを見る、興國のために果して悦ぶべきものなりや否やを思はずんば非ず。

四

自然と人と存するがために、茲に經濟あり、國民經濟ありと觀じ得べきに拘はらず、經濟學者は由來兩者を以て、生産の要素として説明するや前説の如し。今試みに諸家の説に付きて少しく察するに、等しく此二者を要素として認むる者の間にありても、生産てふ結果に對して、自然

と労働と何れが多く貢献するものなりやに就ては議論あり。歐洲第十八世紀の自然法學說の思潮に投合し、經濟學天道學派 Physiocrats として傳へらるるに至りしケネーは、自然又は土地を以て、富の唯一根源なりとし、其の後に起りしスミスの學說によれば、工業にありては自然は與らず、人が一切の事に當るとなしたるも、産業を分ちて、大部分労働の力によりて成るものと、大部分自然によりて遂げらるるものとに區分するは、無意義なるべしとせる、ジョージン・スチュアート・ミルの所説は、穩當を得たりとすべきものの如し。讀者をして倦怠せしむるの嫌あるやを知らずと雖も、ミルがその父デュームスの意を受けて、説ける一節の拙譯を挿むは、無意義ならざるを想ふ。曰く

労働によりし仕事を、一の自然力に委することにより、労働の特定量が省かれ得べき事例あるがために、人をして労働及自然力の職分

(は) 豊後日田郡
 の出大蔵永常
 文政十一(一)
 八二八)年の
 自序を附し
 て公けにせし
 文章早引中、
 カセグの本字
 に「拵」の字を
 あて、稼は本
 字也拵は和字
 也と説けり、
 二字の相違に
 より農業と工
 業との相違を
 反映せしむる
 は面白し。

比較上、誤れる見解を惹起さしめ易し。乃ち自然力と人の勤勉との協力は、假りに此協力なしとせば、労働のみによりてなさるべきものを、なさんとする際に限らるべしとなし、換言すれば、文字通り人手により作らるべき物につきては、(譯者曰く工業に當る英語 manufacture は手にてmanus作るfacereに出づ) 自然は受け身の材料を授くるのみなりと考ふるは之なり。されどこは誤れり、自然力は乙の場合に於ても、甲の場合同様、有爲に活躍す、一の労働者が亞麻又は大麻の一莖を採りて、之を別々の纖維に裂き、簡單なる道具即ち所謂手紡器の助けを借り、その指にて纖維數本を撚り合はし、かくて絲を作り出せる後、その絲の多數を密に列べ、他の同様なる絲を横に筋違に組み貫く、かくて一筋の絲毎に、之と直角をなすべき絲の上又は下と、代る代る織綜さるるが如くし、且つ梭と呼べる道具により、こ

の部分の手續を便易ならしむることとし、かくてその材料の何たるかにより、リンネル又は帆木綿の切地を得たりとせんに、人之を見、彼は手によりて之を成せり、自然力として之と力を協はせたるもの、全くなしと説かん。されど試に思へ、此働きの各階段は、如何なる力によりて遂げられしか、又織物成れる時に、何の力によりてその形をくづさしめ得ざるかを、そは繊維の耐久力又は纏合力によりて然り、然るにこは自然力の一たり、その力は他の力學上の力に照し、精密に測り得べく、それ等を調和せしめ、又は他と鈞合を保たしむるため、各々幾何の力あらば足るかも、明かにし得べき所なり。

その他人の自然に及ぼす行動と、呼ばれ得べき何れの場合にても、諸物が一旦人力により、その相互の間に正當の地位に置かるるや否や、萬物を作り出すべきものは、自然力換言すれば物質の諸特質た

るを發見すべし。事物、それ自體固有の諸力と他の自然物に備はれるかどが、その作用を始め得べきがために、之を適當の地位に遷すの、一行動は、人が物質につきてなす所にして、又なし得べき全部なり。人は單に一物を、他の物に又は他の物より、動かし得るに過ぎず、例へば人が一の種子を土地に移す時は、植物の自然力は相次いで、根、莖、葉、花、實を生せしむ。又一樹幹に斧を切込むときは、その幹は自然の重力によりて墜下す、又特別の方法により、その幹に鋸を施すときは、自然の性質上、軟かなる物質は堅き物質のため裂かれて板に分たれ、かくてその板を特定の位置に配列し、板及板の間にある接合材料に、釘を打込むときは、机又は家屋を生ずべし。又一火焰を燃料に移すときは、點火し、燃燒により起されたる力により、食物を料理し、鐵を熔かし又は軟らげ、人が前以てその

場所に遷せる麥麴又は甘蔗液を、麥酒又は砂糖に變せしむ。要するに人は物體を動かすこと以外には、之に作用すべき何等の方便をも有せず、運動及運動への抵抗は、筋肉の構造上、その筋肉によりて遂げられ得べき唯一の働なり、乃ち筋肉の緊張により、外物に壓力を及ぼし、かくてその力にして充分なりとせば、物の運動を起さしめ、現に動きつつあるものに付ては、その運動を遮ぎり、又は轉換せしめ、又は全く靜止せしむ。人はその以上に何物をもなす能はざるものなり。されどこの一働きのみにて、人をして自己以上に、無限に有力なる自然力を、制するの全威力を得せしむるに足る、否その威力は今日既に大なりと雖も、その運命は益々無限大となるに存するや疑を容れず。而して人はこの力を及ぼすに當り、或は現存せる自然力を利用し、或は物を混合、化合せしめて、自然力が引起さ

るべき準備をなす。點火せる燐寸を燃料におき、その上の汽罐に水を注入することにより、蒸氣の膨脹力を起し、かくてその力は人の諸目的を達せしむるために、恰ねく利用せらるるに至れり。

と。單に生産と言はず、博く人の欲望を充たし得べき場合を考ふときは、自然のみ又は勞働のみにより、その目的を達せしむべき場合を、考ふるを得ざるや聊か疑なき能はずと雖も、ミルが自然及勞働を生産の基本條件に數へたると共に、自然を偏重せず又勞働にも併せざる説を立てしは、大に參考すべき點なりと考ふ。かくて氏はその論旨を推擴して曰く

學者によりては、産業の種類如何により、自然が勞働を助くる點に甲乙あるやの問を發し、數職業にありては勞働大部分をなし、他の職業にありては自然之をなすと主張したり、されどかく主張するは、思想の大混亂に陥れるに似たり、人は何れの行爲に出づるも、自

然に負へる部分は不明確又不可測なり、何れか一物に付きて自然の授くる所、他に於けるよりも多しと斷ずるは不能なり。同様に又、労働のなす所、自然より少しとも謂ふを得ず、労働を少くするの必要ありとは謂ひ得べきも、その必要なるもの既に絶対に缺くべからずとせば、得たる結果は恰も自然の産物たると同様労働の産物なり、二條件は一結果を仕上げるため、一樣に必要なりとせば、その結果の幾何は甲の條件によりて、幾何は乙の條件によりて生産さると説くは、無意味なり。斯かる所説をなすは、一の缺の何れの切れ及が裁斷に際して切る所多く、又因數五及六の何れが積三十を生むに、貢獻する所多きかを決せんとするにさも似たり。然るに斯かる觀想が、普通に事實となりて顯はるる形態として假説せらるる所によるに、自然が人の骨折りを助くること、農業にありては工業に於ける

より多しとなす。この見解は佛の天道學派 Economistes によりて懷かれ、アダム・スミスも亦その誤謬を免かれざりし所なるが、これは地代の性質に關する誤解より起れり。詳言すれば土地の地代は自然の一貢獻に對して、支拂はるる一代價たり。然るに工業にありてはかかる代價の支拂はれざるを見、是等の學者は前者に於てその代價の支拂はるる所以を以て、その貢獻する所多量なるが爲なるべしと想像したり。されど一層立入りて考ふるに、土地の利用上一代價を伴ふべき理由は、その分量制限せらるるがために外ならず、空氣、熱、電氣、化學的性質その他工業に使用せらるる自然力にして、その供給豊かならず、土地同様買占められ、我物とせられ得べしとせば是等につきても亦地代は徴せらるべし。

と。前説の結論として何等奇怪の言なしとすべきものあるに拘はらず、

奇體にも自然又労働に關する偏狹、過激の言説を警しむるの效あるが如きは、興多しとすべからずや。

五

自然を以て寛仁と觀ずると、鄙吝と觀ずるとを問はず、各地方に於て隨時その自然態上、自然物及自然力を賦與さるることは、一定の量及質に限られ、又一定の場所及時に限らるるの事實は、之を認めざるを得ず。假りに之を自然の束縛、自然の強制と呼ぶことを許され得べしとせば、物質文明の歴史はこの束縛、この強制に抵抗して、離脱せんことを勉めたるの歴史なりと觀じ得べし。假に又之を人事未だ盡さず、自然は慈仁ならんとするも、人痴愚たるがために自然の理を闡明して未だ盡さざるの結果として右の制限ありと觀すべしとせば、その自然の仁心を啓明せしむるは人の義務にして、人は之が爲めに努力するの要あり、かくて又

文化發達のためには、常に右の如き制限あるの事情を吞込みて、自然を現實の有りの儘に迎へ、之を人のために有益に變更利導し、依りて自然の仁心を扶翼するの要ありと謂ひ得べし。兎に角人は右の如き制限に處して之を脱せんがために、啻に動物同様身體四肢上の反撥 Reaction を遂ぐるごと、例へば山野の嶮に處し食を求むるの必要に應じ、脚部に異常の發育を遂げしむるが如きことあるのみならず、身體以外の反撥を遂げてその文化を發達せしむ。後者は道具及器具の製作を以てその端緒を發す、動物はその生存競争又は自然の制限に處し、その慾を充たさんがために、狹義の適應又は身體順應によりて體得せる身體の器官を以てするも、人は同一目的上身體以外の方便を以てす。ミルの語を以てすれば、「運動は人がその筋力により、即時又直接に生じ得べき唯一の結果なるも、その必要とせる一切の運動を、直接に筋力により生ぜしむべき必要

は存せず、「人類の器用及明智は、その力により有用化せられ、又人の希望せる結果を生せしめ得べき諸運動を、發見する點に主として施さる。而して人がその欲望満足上季節による自然の制限を離脱せんとするや、動物の如く體内に脂肪を貯ふるの方法によらずして、貯えを積むの方法による。寒暑を防ぐにも動物の如く、身體上の毛皮と薄き羽毛とを、交替せしむるが如き方法によるの要なくして、身體以外に貯ふる冬着夏着の更衣によりてその目的を達す。夜陰に處してもその眼瞼を光らしむるの要なく、換言すれば體内に燈光器官を備ふるの要なし。動物の眼中極めて炯敏なるものと雖も、望遠鏡又は檢微鏡を装へる人目に比すれば不完全なり。血精注射その他の方法によりて疾病を防ぎ、土色に似たる衣服を着けて、戰士の保護色たらしむるの途解せられざるに非ず、人はその駿速を延ばすの途に出でずして、家畜の足を早からしめ又無生の輪

送具を作れり。人は魚の如く早く又永く水に泳ぐを得ずと雖も、大海怒濤を越ゆるに汽船を以てし、その速度を速めて魚も及ばざるの域に達せしめたり。空中飛翔につき鳥を凌ぐに至るべきかも亦、今日の問題に外ならず、否屢々自然科学上の理想を小説に書き直し、幾多の著書を發表して命名を馳する英人エッチ・ジー・ウエルスが、現戦争に際會して、戦争の終局を附くる物は、飛行機のみなりとするの議論を夙に發表せるの事實あり。兎に角欲望満足のために、身體以外に諸施設を講ずることを、經濟文化と名づけて身體適應に對立せしめ得べし。蓋し身體適應の本質は欲望満足そのものに存せずして、欲望満足への用意に存するが如く、經濟文化の本質はその文化を呈露すること其のものに存せずして、之が創作力にあればなり、前世紀に於ける歐米經濟文化、物質的福祉の増進に貢獻する所多かりしは諸發明なるが、その諸發明は實に輓近に於け

(に) 藏書は美濃教
義新聞第十六
號附録として
出版されし日
ものたり、日
附を付せずと
雖、同書二
十七枚裏等に
二千五百三十
四年の語ある
に、その
講述の年次を
推す、全編十
七論題より成
る、凡て經世
の文字たり、
外遊後日尙淺
き當時に於け
る氏の意氣、
大に窺うべき
ものあり。

る精神的創作力の賜なり。古人も小人之過也文と稱せしが如く、徒らに他國の經濟文化の呈露せる所に倣ひ、扮飾塗沫に汲々し、甚だしきは形服飲食の末を模擬して得々たり、その文化を擧ぐるの原動力涵養を怠るの状あらば、之を小人否鸚鵡程々の文(今此文字を島地默雷氏明治七年の著脩齊通書に借る)と判断すべく、其の末路は行詰りて停滯か逆轉かの外なきに至らん。乃ち知る、利用厚生の本質は欲望満足其のものに存せずして、欲望満足への方便又は道具にあり。道具あるを以て身體適應と區別すべき事由あり、地方により道具相違するは利用厚生之途に地方的相違ある所以なり。而して人をして自然に對する身體以外の利導方便を、作出せしむるの指針たるべき心力は、その初めは單純なる反撥及本能の表露たるべきも、之を経験として繰返すと共に、意識の範圍内に歸することとなり、次いでかかる經驗の實としての傳習よりも、一層完全にして又最も

完全なる學理は、愈々積まれて又愈々開發せらるべし。石川縣鳳至郡浦上村の平民泉勘十郎氏が、農業に幾多の經驗を積み、老後明治二十二年に公けにせる皇州農業振起集は、極めて興味ある著書なるが、その自序中自然又農業を觀じたる要旨を摘録せむか、曰く「農業は天時に順ひ人事を盡して、天授の稔りを仰ぎ」「天地の心に反かざるを旨とす」「天地の事業は生殺のみ」「天地のものを生ずるには天地の理りあり、天地の則りありて、其則り毫も紊ることなし、」「四時循行の天候に倣ひ、地質風土に根據して應ずる物産を謀り、適する肥料を施さば、天賦固有の物産顯出して、盡ることなきは川の流れて止まざるが如く、天地の理として明かなり」と、氏が文字の知識を修むること幾何なりしやを知らずと雖も、その言や要を得たり。而も亦經驗に悟りつつ、眞の學理が天地の心を究明するにあり、その功績が經驗の功以上に及び得べきを悟らざ

りしか、「農産は天造に出るものなれば、天理を主として人事を後にする事肝要なり」と謂へり。天時地宜の「觀察」を忽かせにし、未熟の智慧を弄して農事解決し得たりとなす者を誠しめたる點に於て、意義なしとせざるも、一面人智を盡し自彊不息なるは、天理を主とするの途と謂ひ得べきことを、氣付かざりし嫌あるに似たり、彼が時勢の罪と謂ふべきか。

六

藤田東湖は天地に正大の氣ありて、粹然神州に鍾ると觀じ、之がために或は萬古 天皇を仰ぐに至り、或は發して萬朶の櫻と爲れりとなし、「不_三世無_三汚隆、正氣時放_レ光、」_レ「就能扶_三持之、卓立東海濱」と、時勢に慷慨したり。かくの如く天地に一大活機ありと觀するものは、邦人中に尠からず。貝原益軒の如きは「およそ人の心に、天地よりうけ得たる太和の元氣あり、是人の生ける理なり、草木の發生して止まざるが如く、つね

に我が心の内に、天機の生きてやはらぎ喜べる勢の止まざるものあり、星を名づけて樂と云ふ、是人の心の生理なれば、即是仁の理なり、唯賢者のみ此樂あるにあらず、なべての人も皆これあり」(樂訓中)と説き、その道德訓を生むの基本に供せんとしたり。かかる目的論的思索は今評論の限りに非すと雖も、特に注意を促さんと欲するは、Dillon がその著「日本の美術」中に觀せし一點なり。²⁾乃ち氏は邦人がその自然の景色を愛し、花月に興ずるの事實を擧げつつ、邦人はその自然を寫さんとするに當りて、動に重きをおくと觀じ、葉又は花を散らし帆を滿たすの風、岩床を搏ちて瀑に落つるの水流、大雨何れか邦人愛好の畫題たらざるなしとし、有情のものにつきても亦然り、乃ち着目せらるる點は之にありても亦、その活力及行動の表白なりと觀じたり。美術家ならぬ身として、その觀察那邊まで當れるや、評論するの資格なしと雖も、同様なる觀想

2) Cf. Edward Dillon, The Arts of Japan. 3. ed. 11. pp. 3, 4.

は、由來天理と説かるるものを因循踏襲して、之を苟安偷逸の料に供せんとする者を誡しむると共に、自然の理を究明せんとして、生々活躍すべきを鼓舞するの刺戟に、遷し得べきに非ずや。

七

詩人 Tennyson は歌へり、人は自然力に循ひて又之を制す *We rule by obeying nature's powers* と。自然に關する觀想如何によりては、人は自然力を制して又之に循ふと、改めても通じ得べき語なり、假りに天地の慈愛は無限なり、造物者の藏は無盡なりとしても、人之を迎へ、賢明なる勤勉努力の鍵により、その藏を開くに非ずんば、渥く人慾を充たさしむるの寶庫たらしめ兼ねるの事實を忘るべからず。若し夫れ億兆一心、國體の精華を顯揚するの目的上、個人としての克己自制又享樂上、宜ろしきを得ざるがために、自然を暴殄凌辱するに至るの責を負ふべき

ことに就きては、更に議すべきものあり、又開物成務の目的よりするも、一時の利害に走りて百年の計を忘れ、一身の利を見て兆民の休戚を問はず、錙銖の利を見て天然の美を忘るるがために惹起さるべき弊害等、尙議すべきものは多しと雖も、今一切之を問はず。(大正七年十一月號

東方時論所載)

副業小觀

一

大正五年六月二十九日、農商務省は地方長官に對し、副業獎勵に關する通牒を發布せるは、洽ねく人の知れる所なり、其の諸事項を通覽するに、獎勵の方針を授くること、恰も慈父が其の子を諭すが如く、至れり盡さざるなく、眞に古名相の施設に比し、辱かしめざるものあるが如き

も、吾人をして忌憚なく議せしめんか、農商務省は果して邦民副業就業の實況を知悉して、之を奨励せんとするものなるや、其の實況よりせんか、副業は奨励を待つ迄もなく、現今既に相當の普及を遂ぐるがために、慈父の至誠ある政府としては、諸副業普及の現況を、經濟上技術上の両面より、調査研究して其の實況を明かし、改善策攻究の土臺を築くこと、寧ろ急務たらざるか、第一に挿まるゝ疑問なり、次に農商務省は副業が主として町村住民に必要なを認むるも市民も亦等しく其の必要に迫られ、現に又種々の副業に従事しつゝあるを問ふこと、頗る冷淡なるの嫌なきか、恰も子既に其の智能を、種々の方面に啓發せしめつゝあるに拘はらず、親之れを評價する能はず、加之親其の身を奉ずるや、子を知るもの親に如くはなしとするの心を以て、するの風なきにしもあらずと、評し得べきに非るや、第二に挿まるゝ疑問なり。人のさ程にも思は

ぬことに、かくも疑を重ねて、解き難く思ふ身としては、其の疑問を疑問として披瀝することそのものも、人には胡亂に見ゆめれとも思へど、之がために識者の叱正を受け、啓蒙に就くのよすがとも、なり得べけんと思ひ返へしつ本稿を起しぬ。

二

末業に對し本業の文字を用ひし、時代は既に去りて、今や同文字を副業に對して使用すること、普通なるに至れり、凡そ職業の別ある所、自ら又職業雜多の觀念、之に伴ひて起るのみならず、數業兼業の例起るべし、即ち世には一職業のみに當れる人以外に、數業を兼ねる人あり、而も亦後の場合、その數業は交替に、特に季節別に營まれ、或は同時に營まれ得べし。その茲に至る所以のもの、一職業による収益のみにては、生計の不足を告げ、或は又一業に當るのみにては、力餘りあり、その餘

力を施すの處なきに困むがために然り、或は又一人の掌裡に、多種の職業活動を併合するがために、其の生産は一層低廉又は良好なり得べきがために然り、而して兼業として營まるゝ夫等職業中、通常何れかその一に對して主力は注がれ、又その一業に収入の大部分を仰ぐ、こは即ち本業、本職、本生業にして、又之に對する副業、副生業、又は汎博の意味にて所謂内職との對照も起る、事業經營につき、本副の別を説くも亦、その結果なり。されど又、副業は間々本業なき場合に起る、乃ち主として人により養はれ、何等自己の本業を有せざる人々、假令は妻子眷族が、其の生計費の要部と迄は行かずとも、その一部分を片手間仕事として、儲くる場合は然り、其の結果は又、所謂「臍繰り金」の蓄積となる場合尠からず。

以上説く所によりて考ふるに、副業は啻に農民村人の専有物たらざる

を知るべく、又諸副業普及の現況を明かにせんか、合業及分業の進運を窺はしめ、甲又は乙職業の經濟上に於ける、力の強弱をも窺はしむるに足るべきや、察するに餘りあり、唯一業の全輕重を秤量する際、換言すれば本業及副業としての職業考量に際し、第一に注意すべき事實は、一人が一業をその本業として營める場合、その職業の盛衰に就き、利害關係を感ずることは、副業に當れる人が、其の事業の盛衰に就き感ずるよりも、遙かに深かるべきことなり、こは又副業の普及獎勵の利害問題究上、商量を要すべき一點たり、近年我邦稻作さ迄有利ならざるに反し、普通に農家の副業なる養蠶の收益多きがために、田を捨て、桑園經營を擴張する者、多きの風を察し、將來農家渡世上の基礎安全を、憂ふる論者あるを見ても其一斑を察すべきなり。次に尙注意すべきは、一業にして一人にても年中之に主力を注ぐべき者を要するに至らば、之を副

業視せずして本業と見るべき儀なれば、普通に副業として營まるゝ業務たるも、その全國民經濟上に於ける意義よりせば、普通に小經營の本業として、營まるゝものに勝ることあるべく、又副業として發達せる一工業勞動たるも、必ずしも一國經濟上諸業の末位に、列せしむべきに非ること之なり、輒近我邦諸都市に於て、家内工業組織により營まるゝ工業品にして、世界商業上の商品として重きをなす者、多きを見て之を察すべし。

最後に尙注意すべきは、輒近經濟界が資本の力に制せらるゝこと益々多く、生活程度は高まるに従ひ、諸業細民階級は、所得の不足と生計費増進とにより、生活難に困められ、収入増加を圖るの方策に、勉むるの必要を感ずること愈々甚しく、ために副業副収入を求むるの必要に迫らるゝ者、益々多きに至れることなり、現に又、副業の觀念を、一に副收

入を生むべき生業なるや否やにより、決せんとする者あるに至れり、最高學府の教職にある人も亦、金錢上酬はるゝこと厚からず、内職による収入補及の要あるによりて、内職に當り、その極監督官廳の取締を見る迄に及べるが如き一事實は、細民生活狀態の如何を暗示するの事實としても十分なり、現に又諸階級民に於て、かゝる副収入は各個人所得の要部たらざるも、その收支事情の全形態よりせば、大に重んずべく經濟界の全經緯に於けるその人の地位よりするも亦、大に重んずべき所たり、否收入多寡のみにより判せんか、副業としての収入却つて本業の薄利を凌ぐに至り副業か本業か。「本職か内職か」。を疑はしむるの例も、存するに似たり。

三

本邦未だ全國に互る職業調査を見るに至らず、従ひて、又副業如何に

普及せるかを知るの由なきは、惜むべしと雖も、推測によるに、之に當る者國民一般、特に細民階級に洽ねしとすべきもの、如し、その状態果して悦ぶべきや否やの議論を離れ、立國の現實に立脚して説を成さんか、我邦の現況は、商工立國に非ず、又農業立國に非ず、實に副業立國なりと説くも、誣言たらざるに似たり、世には皮相の觀察に甘んじ、時に又偏頗なる意見を持ち、否故意に之を鼓吹する者、單に本業推移のみに着眼し、農家戸數減少、都市膨脹等を示すべき計數を擧げ、或は商工を偏重し、農業の將來を輕視せんとするの説を高言し、或は農業の衰替を憂ひて、放論する者もなしとせざるに似たり、誠意憂國の士と謂ふべけん哉。

夫れ一國民の職業別を明かにするは、その經濟事情、社會事情を窺ふの材料として、極めて有益なり、然るに我邦はその材料備はらず、況ん

や國民の職業別、金儲け事情、従ひて又その社會的構造を、完全明確に窺ふの目的上、啻に國民の本業を明かにするのみならず、又その副業を周知するの要ありとするが如き、見解に至りては顧みる人少きに似たり、されどその性質上より議せんか、全國民經濟、否全社會の構成を明かにするがためには、副業の本質を明かにし、又之が普及を察取するは必要なり、蓋し國民の副収入は、之を隨意に不問に附し得べき添物視するを得ず、個人經濟否國民經濟を形成せる主要成分たり、之を問ふが爲に、國民經濟推移の大勢に付き、興味ある事實を明かにし得べきを以てなり、素より人の生涯に付き決定的なるものは、先づ之を本業に求むべく、各個人の社會的地位は之によりて定まり、又其の特別人格も之がために潤色せらるゝこと多し、されど又、その外副業のために、一業と他業との間に縁は繋がる、啻に個人にとりて然るのみならず、全國民經濟

のためにも亦然り、されば諸産業間に於ける、無量の接觸點を明かにするが爲には、副業の種類及普及と、之により引起さる、職業組み合わせとを、見渡すよりよきはなし、今や恰も職業の形成益滋益綴の時代にあり、一面には新職業の生成あり、他の一面には、多年獨立專業として行はれし營利行爲、壓迫せられて副業の形式をとれるあり、其の實況その過程は、調査に待たずんば、之を明かにすべきに非ず。

四

職業の形成 分業の進運は、國民經濟發達萬端の一燒點視すべきものなり、然るに分業如何に發達したればとて、一業が狭く限定されつゝ、各個人に委ねらるゝが如き域に達せんこと、想ひも寄らず、職業形成の胸は駭々乎として進みつゝ、未だ止まらず、家長が其の家屬を率ゐ、生存の諸欲を充たすがために營まるゝの要ある諸活動を、一家に併せ行へ

る如き、一極端は夙に棄てたりとも、各人一業を守りてその限界内に行動し、之にその全力を盡すと共に、之によりその全生計費を收むるが如き、他の一極端に達するには、前途尙遼遠なり、而して右兩極端には副業全くなし、自家用經濟の草創期には、職業もなく、金儲けもなし、又職業としての活動完全に分化せんか、副業の餘地はなかるべし、されどその中間に於ては、職業の別少しにても進歩せんか、副業にも亦餘地は様々に開かる、諸國々民經濟の經驗上、諸職業は漸次農業より分化獨立し、今尙其の勢を續く、人々は又益々自家用經濟を離れて、特殊の職業を探り、又短日月の間に、その職業より新生業を分派せしむることもあるべし、されど是等の過程は突然に起らずして、徐々に進展す、又その發展上、先づ立てらるべきは副業なり、調査の目的より議せんか、是等の過程上、自ら調査難を訴へしむべき事例起ること尠からず、工業行爲

を農業より引離さんとするも、假令ば酪農、葡萄絞搾に於るが如く、その行爲が原料の第一加工に屬し、原料産地に拘束され、不可分視せらるる場合、之を農業視し、又は農の副業視すべきか、或は工業視すべきか、自ら問題を生じ、或は、家婦又は娘が家事の務に當る場合、之を生業視せずとするも、是等の徒により家業の助け以外に、臨機又附隨的に營まる、營利行爲を、如何に取扱ふべきか、問題を生ずるが如きは之なり。而して前記の過程に就きては、大體に三つの場合を想像し得べし、第一に經濟の基本前に異らず、舊業を本業主業として守ること依然たり、新業は單に附隨的に營まる、場合は、その一たり、事情恰も之と正反對に出て、新業は本業となるに拘はらず、舊業も亦棄てらるゝに至らず、副業として続けらるゝ場合は、その二なり、舊業全く棄てられ、其の跡を止めざる場合は、その三なり、就中副業を生むべきは、第一及第

二の場合にあり、人或は之がために、副業を以て經濟生成の途上に立ち、前途と共に背路を觀望するの日和見に擬し、同時に又その路傍の道しるべとして、その道の何處に進み行くかを、教ゆべしとせるは、巧妙なる譬と謂ふべし。

五

されど又、副業發生の事由として歸すべきもの、分業を促すべき經濟發達のみに限らるとなすは誤れり、合業の働も亦、恰も現代に於て重きをなす、一經營により他の經營を支へ、特に之が生産を低廉良好ならしむるがために、數經營の併合を見るの例は、大經營に付きても、小經營に付きても、現時頻繁に窺はるゝ所たり、その併合が如何なる名目の下に、行はるゝかは之を問はず、又異種諸業が同時に營まるゝと、時を異にして營まるゝとは、之を問はず、大農兼營の諸農産工藝、小農經營の

諸副業、同門に屬し交互稗保の關係ある諸經營の諸併合は、同時經營の例に供すべく、季節産業により本業の休閒期、餘力を利用せんとする所、諸經營の異時併合あり、我邦農家の養蠶がその生産技術上よりせんか、飼畜に似たる點多く、従ひて之を農業經營の一部視し得べき事情存するに拘はらず、普通に農家適切な副業視せられ、又益々之が普及發達を見る所以のもの、右異時兼營の性質に富み、特に又之がために農家の収入を補ふの作用、大なるがためならずんば非ず、我邦養蠶製絲の業は、農家副業問題を離れ、之を沿革的に研究しても、或は又國民經濟、否世界經濟上の問題として究むるも、特に又東方經濟時論として論究するも、就れか好題目たらざるなしと雖も、之が論説は之を他日に譲り、今は單に現時普通の見解に照し、右併合諸經營中、營利のために第一に問はるべきものは本業たり、その他の諸業は、何れも之を副業視して可

なることを、附記するに止めん。

六

以上議する所により、既に察知し得べきが如く、副業を採るに至るの事由は、種々雜多なり得べし、外よりの壓迫に逼られて、之に就くことあり、窮迫に逼らるゝが如きことなきに拘はらず、任意の決心により之に當ることあり、職業によりては又、自家用經濟より完全分化を遂げしに拘はらず、之に従事する人を、十分に養ふに足らざるが爲めに、其の従業者又は家族は己むを得ず、他の儲けを搜すの要あることあり、一經營競争能力を失へる結果、其の所有者は生産費の低減を謀るため、他の一經營に之を併はすの要あることあり、本業本經營に當るのみにては、其の勞働力又は資本に餘裕あるがために、窮迫の事情なきも、副業を採りてその利を盡すことあり、特に注目するの値あるは、單に間接的に、

詳言すれば家長の収入により養はるゝの一事由あるかために、家長と同一の本業従業者中に數へらるゝ者の、一就業により副収入を收むる場合にあり、かゝる行爲は、副業の調査考究を遂ぐることなくば、全く吾人の考量より洩るゝに至るべきも、その現況如何は恰も經濟發達の成行を、明かに認識せんとする者にとりては、特に興味を惹くべき所なり、又副業の選擇に際しては、假令ば藝術を副業として營む場合の如く、一身の愛憎及特殊能力も亦問はるべしと雖も、こは國民經濟上の觀點よりせば、殆ど無關係たり、私經濟上に於て關係ありとすべきのみ、而して吾人の攻究にありては、各職分併合の私經濟的意義も、全然之を不問に付するを得ざるべきも、第一にその出發點とすべきは、國民經濟上の觀點にあり。

七

副業に關する實況調査を遂げんか、現時の重大問題を看取せしむべく、國民經濟の前進發達上窺はるゝ諸趨勢をも教ゆべし、學者は之によりて有益なる材料を收むべく、政治家は眞に國民の利害休戚に訴にて、畫策するの材料を手にし得べし。

副業普及の實況を明かにするがために、特に啓明せらるべきは、普通に人の考ふるが如く、農商工業家の間區別嚴然として、その利害全く背馳すべきものならず、一は他を待ちて初めて、全國民經濟の幸福を促進し得べき事實にあり、農業大經營は農産製造に助けられて、初めてその要度を完うし得べく、我邦普通小農は稻作のみによりては窮況に沈淪すべきも、農場勞動、工場勞動、家内工業、手工業等により、副収入を作るがために、生計費を足らしむるの望確かなるを得べきは、田舎の手工業家が一般に副業的農業に倚り、又都の手工業家が小商業に頼りて、僅

かに割合ひ氣樂なる生涯を送り、又家内工業者が他業を併せ營むがために、その本業に伴ふ諸弊害を免れ得るの、事情あると異なるなし、同様なる傾向は、大工業の範圍にも亦窺はれ、その事業は兼統營業の風潮を助長するがために、高度の完成を遂げ得べし。古へ消費を以て、農商工の三業を結束するの、帶と觀せる人を生めり、今やこの比喻は、副業につきても一樣に適切なり、由來三業を鼎立せしめ、各自その偏面的利益を執着高言すること、一般に行はれしも、右の如き考察法によらんか、自ら三業相互の地位につき、別異の見解を立て得ること、なるべし。

八

秉公持平を以て令名ありし明相、曩に一旦地方廳に移牒して、副業の種類、原料の供給及生産物の販路等調査を勸奨せらる、眞に聖代の一美事なり、而も亦その主旨に一步を進め、本邦全國民の職業調査、否副業

調査施設の決心を起さるゝが如き、その兩心理作用の間、髮を容れざるが如き相違に過ぎざるべしと雖も、外部に顯はるべき美果をして、一層美ならしむるの目的よりせば、その差霄壤も啻ならざるべし、賢相秉公持平を期せらるゝこと依然たり、加ふるに事に當るに至誠を以てせらる、別に一書生の身を以て、同胞下層民に同情し、その福祉を圖るの基本材料を授くべき、緊急調査事業の必要に付、更に贅言を重ねる迄もなく、その胸中、夙に確乎たる成算を宿さるべきを、確信して疑はず。

(大正六年五月號東方時論所載)

小品第六に引ける備荒録一七一―二頁に、説ける農家副業觀面白し、曰く

「五畿内、伊勢、尾張ナトノ人ハ、耕作ノ外ニ一種ノ業ヲナシテ、貨殖ヲ事トシ、利ニハシル事其性也、中國西國ニ至ル迄皆然リ、茶ヲ植、蠶ヲナシ、瀬戸物ヲ燒キ、松ノ油煙ヲ取ナド瑣細ノ事ニ至ル迄、其土地ニ應ジテ事ヲ構ヘナサヌト云フ事ナシ、或ハ梅ノ木ヲ數千本植テ、年々梅干ヲ數萬ノ桶ニ漬出シ、又ハ椋欄ノ樹ヲ植テ皮ヲハギ、簀ニ造リ、タワ

シニ製シ、繩ニナヒナド、塵芥ニイタル迄モ廢タル事ナシ、唯シ、ユロ千本アレバ十日ノタ
 ラシニ當ルトイヘリ、櫛ヲ植テ實ヲ採リ、蠟トナスナド至テ辛勞スル事ニテ、關東ノ人ハ
 教テモ爲ス事ヲセズ、鶏ヲ飼テ卵ヲ産シ、海ノ藻ヲ採テコロテンヲ造ルナド地方ヲ盡シ
 心ヲ用フル事學テ算ヘ難シ、關東ノ農夫ハ本業ノ外ニ人ヲ用ユル事少シ、終年徒然トシテ
 遊惰ニ暮ス事、奥羽ヲアゲテ一層ノ風俗ナリ、然ルアイダ貧ヲ愁ル事モ甚シシ。

職業調査瑣言

一

吾人は曩に東方時論本年五月號中、副業小觀の拙稿を寄せ、本邦經濟
 上副業を重視すべきことを説き、全國に亘り之か適切なる該博調査を、
 遂くるの必要を主張し、現在地方行政廳に行はるるが如き、副業調査事
 業に一步を進め、全國一名を有業者一名の無業者をも洩らすことなかる
 べき、職業調査否副業調査の急務につき、言及せり、爾來第三十九帝國

議會貴族院本會議にありては、同様なる主旨により、柳澤伯の質問を見
 又之と前後して、職業調査を伴ふべき國勢調査施行に關する建議は、保
 健衛生調査會及衆議院より提出せられ、世上此問題を議せしもの少きに
 非ず、然るに近日に至り、政府は右の大勢に鑑みる所ありしが、農商務
 省中新たに副業課を分置し、省員を増し副業調査獎勵の任に當らしむと
 傳へらる、素より其の事績は日ならずして、擧げらるべきことを信せん
 と欲すと雖も、政府は果して全國民に及ぶべき職業調査の背景なく、定
 案なき地方廳分査によれる副業調査を遂げて、満足なる成績を擧げ得べ
 しと、期待せらるるや疑なき能はず、期圖すべき所は、本邦民糊口の狀
 況、否一般に社會狀態に關する寫實の周到に存すべきも、その結果とし
 て收むべきもの、拙劣なる印象派繪畫と選ぶ所なきの、弊に陥らざる
 を得べきや、疑なき能はず、夫れ輓近副業が國民經濟上重んぜらるる

業ヲ子孫ニ傳
與スル事アト
ガチニヨシト
バカリハ、イ
ヒガタカレヘ
シガ子ノ相貌
オナリノ相
バナリノ説
けるは面白
若し夫れ姓
職業の關係
に關する史
及ぼさる後
及つては他
日之を研究
るの機會ヲ
んと欲す。

に、通常政治上、經濟上に於ける、夫等民衆の勢力に影響し、諸職業と體質、軍人適性、納税能力等との交互影響は、現時代に於て特に揚言すべきものあり、かく職業別、社會的類別の社會及國家生活に於ける一般要度如何に大なるかを考ふるのみにても、その統計は如何に有用なるべきか、察するに難からざればなり、特に輓近職業統計は、交互無關係に農家戸數、養蠶戸數、副業従業者を調査して、その聯絡離合を問はず、單純に各種工場、職工數を問ふが如き方法に甘んぜず、國税納付者に關する材料を土臺として、一部國民の職業別を窺ふが如き、部分調査に満足せず、全人口を網羅し、之を糊口の資源類別として表彰するを、その理想とし、之と同時に又、かかる一類に數へられし人は、自營者、僕婢及其の他の家族として、如何に分たるるかを示すに勉め、自營者詳言すれば能動的に、當該職業に従事する者につきては、更に尙獨立者たる

や、補助者たるやを、明かにするの目的を伴ふを以て考ふるに、その社會上經濟上に於ける要度如何に大なるべきか、察するに難からず、特に職業は經濟界、社會及政治界に於ける、重要團體を生むの土臺となり、その組織の一部は重きをなすの極、諸國の國際關係にも亦影響あり、劔の人として其の名を知らるる彼れモルトケは、軍職上の任務以外に、博く經濟上、國政上、學問上、藝術上の一般職分に通し又之を賢明に解し、國會に於ける彼は、政治上の大問題及その國民經濟に對する關係に關する、大演説家として謹聽せられ、其の間右職業別團結の要度を解したり、詳言すれば政策の大方針は、時及處の必要に應し之を定むべく、右政策の相對性は、輓近國民生活に於ける階級形成、又は職業類別の相對性に立脚することを看取し、顯彰し、同時に又、諸職業活動の共存あり、同業利害共同を動機として、必要なる諸團體起るべき結果として、

國民生活の安定と、其の變通進展とは共に全うさるべきことを解したり實に質實穩當なる傳説は、民衆諸業に分れて生産するがために、維持助長せらるゝと共に、一面廣き階級民の協同あるがために、隨時時需の必要を認識せしむべし、かくて國民生活は、往往昔時の國家に見たるが如き時弊、詳言すれば一階級又は一職業有業者の偏面的決定による、沈淪の弊なきを得べく、又自由振張のめにつき大運動の際、往往にして見るが如き、偏面的凡俗跋扈專横の弊なきを得べし。¹⁾

三

人の一特徴視すべき職業の、人身的方面は又大に重んずべし、詳言すれば各個人の立場より觀するときは、職業の反映はその人の収入力となり、職業の行使に伴ふべき、名望、心勞、危険となりて顯はれ、又將來に於けるその人の、榮達上に示さるる方向にも窺はる、一般に職業は人を

1) cf. C. Kindermann, Volkswirtschaft und Staat, 08. S. 7fg.

潤色す、社會全體の立場より觀せんか、一面社會全體として、その存續、進歩のために、必要なるべき給付を引受けしむるために、各種有業者の數及給付能力、不足せざるや否やにより、社會は痛切の利害を感じ、一面には又、諸職業が最もその職業に適せる人々により營まれ、各人はその性向、能力及健康狀態上、自己に最も適せる職業に當れるや否やにより、社會は重大の利害を感ず、從ひて職業選擇、職業準備、任意及不任意轉業、職業に伴ふ權利義務及名譽は、個人並に全體の立場より、重大問題視すべき所、かくて又國民の職業別及その推移に關する調査、無意義ならざるや察するに難からず。

四

されど職業別社會的類別を定むべき標準は、何所に求むべき、之が解答につきては、職業に付、又職業上社會上の地位に付、觀念上の分類系

統あることをその條件とす、國民經濟上の觀點より所謂職業とは、一人か民衆の營利生涯、色々の仕事に別るる間に交はり、その一種の仕事に所屬することを意味す、所屬てふ元素あるかために、職業は特定方面に於ける、單純なる一時的行動と區別すべし、取引、營利、糊口の途といふが如き諸觀念は、又之を職業と全然同視するを得ず、職業行使にありては、國民經濟のため直接間接に有用生産物を生じ、全體の利益に資するも、取引營利の二觀念にありては、寧ろ個人本位的元素、換言すれば自己自身のためにする所爲を、揚言する點に於て、その選を異にす、されど又一職業の本質中には、營利活動を數ふべし、人はその活動により經常生計費を收め、少くともその職業に當ることなくんば、衣食の方便に窮すべき場合、必要視せらるる所得をその職業に仰ぐ、従ひて又人は職業を以て、只管糊口の資源視するの弊に陥り易しと雖も、糊口の途は職

業従業のみに限らず、無業にして糊口の途に困まざる者は尠からず。

一般職業統計は營業統計又は經營統計、詳言すれば諸産業の種類、數及一層詳細なる特質、特に使用人員及自然力を示せるものと、混同するを得ず、外國の實例によれば、職業統計調査に後者の調査を伴はしめ、その結果の利用價值特に經濟問題研究材料としての價值を、増さんとするに多しと雖も、統計上の觀察單位をなすもの、職業統計にありては、元來個人たるに反し、營業統計、經營統計にありては經營に存す。

五

職業は大多數の場合糊口の資源たることを認むる限り、一職業への所屬につき、直接及間接、又は所謂能動的及受動的職業所屬を分つもの、有用なるは親易き所なり、一人が職業に當り自ら之を營むときは、直接又は能動的職業存し、一定の職業を間接にその糊口資源となすも、自ら之に

當らす、寧ろその自營者がその職業より得たる、收入により養はるる時（家僕婢、本來職業的活動に當らざる家族特に營利無能力なる子の如き）は、間接又は受働的職業存す、輒近職業統計は此別を明かにすることを勉むるや、前にも一言せる所なるが、その結果は何人が營利活動者たり又何人が無業獨立生計者たるかを示すと共に、何人が非營利活動者に屬するかを事實を明にし、社會の全員が如何なる割合にて、扶養者又は嚴正の意味に於ける生計獨立者及被養者の、二大群に分たるかを示すの實用あり、一部の國に行はるゝ職業調査、又は我國農家戸數調査に於けるが如く、右の區別を不問に付したる調査は、社會研究の目的上、大にその價値を殺かると謂ふべし。

一 國人口中自ら職業に當らざる者の群は甚大なり、その大部分は成育中の子及少年に歸し、その他の部分は諸齡級諸種の勞働無能力者より成

り高齡級の者としては幾多の廢殘者あり、乃ち人口中には現在尙不生產的たり、又概して終生不生產的たり、最後に又再び不生產的となれる民衆夥しく含まる、是等は諸種の職業に従事する者により養はるべきなり、之を愛及家庭生活に照して考ふるときは、素より大負擔視すべきに非るべしと雖も、實際上人は之を以て經濟上の底荷とも觀すべし、特に幼少齡級の相對的現況は、有業者が養ふべき不生產民衆の相對的大さに、大影響あり、佛國民に於けるが如き年齡構成を有せる人口は、獨逸人口の如く幼少齡級者に富める、年齡構成を有するものに比し、係累多きの難と戦ふこと尠かるべし、而も亦翻りて考ふるに、幼少齡級者少き國民にありては、將來の勢力昂進の希望自ら多きを得ざるべく、同齡級者富める國民は、元來現在の窮迫を投じて、未來の榮えを買ふものと、觀じ得べき途なきに非ず、²⁾ 序に尙附言し得べきは、調査の實地上に於ける右區別の

2) cf. A. v. Wenckstern, Einführung in die Volkswirtschaftslehre. 03. S. 190

處理及其の困難なり、即ち調査の目的よりせんか、元來職業に當らざる家屬特に家婦は、之を職業自營者に數へずとするも、實地にありては、夫の家業を助くる家婦、副業に當れる家婦等に關する取扱、自ら區々に流るゝの虞あるがため、調査の結果を紊すの困難あり、又常備の家僕婢は、全人口の職業統計により、その糊口資源別を窺はんするの目的よりせんか、之をその主人の職業類に入るるを正當とすべきも、一面より考ふるに、僕婢の人身的奉仕其のものは、特別一種の職業とも得はれ得べきを以て、別に之を一括し、職業別上一類として示すを可とすとも觀じ得べし、從ひて又調査上の處理は、必ずしも齊一に行はれ難く、計數の比較適性を紊すの事由となり易し。

六

同一の職業は、種々の社會的地位に於て營まれ得べし、乃ち獨立又は

從屬の地位に於て然り、從ひて同業者の間に特別の社會階級あり、されば同業者たるも、其の間に完全なる利害共同團體を見るは、通常同一社會階級に屬する者の間に於て然り、素より社會的成層は、決して單純に職業に於ける、地位のみによりて編成されず、一層影響すること多きは財産額と所得額並にその欲望に對する關係にあり、而も亦この所有元素は分業の至要原因(その結果たらす)となり、輓近階級運動に付ては恰も特別の意義を有す、特に現時勞動の移動性並、財産の移動性及可分性に鑑みて然りとす、即ち人はその所有物を以て、極めて多種多様の職業に關係するも(土地所有、鑛山株、諸會社株等)その身をその職業に適應せしむるの要なきを得べし、殆んど一切の職業階級は、所有財産の懸隔により、資産家及無資産家級に分たれ、又社會階級構成は之がために、重大の變化を受くること尠からず、例令は中産級には、自作農經營並に中工業經營に當れる、

資産者を數ふべきのみならず、官吏、使用人級（私吏）並に熟練労働者の少からざる部分は之に數ふべく、その俸給及賃銀は、獨立手工家の儲に勝ること珍しからず、夫れ然り、社會事情表彰の目的よりせんか、職業調査に際し、その地位を問ふの要あるのみならず、成るべくはその補助材料として、財産及所得事情を調査するを可とするや、察するに餘りあり、我邦に於て所謂國勢調査の調査事項に付、専門統計家の間にありても尙、職業特にその地位別の調査を輕視し、寧ろ之を捨てて、家畜調査及財産調査を伴はしむるは、經濟研究材料を豊富ならしむる所以なりと考へ、職業統計が此目的よりするも亦、大に重んずべき材料たることを問はざる人あるに似たり、吾人は素より實地調査上不便を感ぜざる限り、家畜及財産の調査を伴はしむるを以て有用とす、全國として之を調査せざるも、特殊の地方に於ける附帶調査として、その調査を見んことを

切望するものなりと雖も、之がために職業別及その地位別調査を、省くの理由に供し難しと考ふるものなり、かゝる調査は我邦にありては素より新規なり、又その調査につきは、諸困難に打勝つるの要ありと雖も、經濟否一般社會事情を考察するの、基本材料たるを考ふる際、之が調査に躊躇すべきに非ず、寧ろ困難なる大事業たるに鑑み、今にしては大にその準備を積むの要あるを想ふ。

七

一面各階級の社會的輕重測定のためには、定量乃ち數によりてのみ、之を判斷するのみならず、智能、性格等の人身的特質を標準とし、個人の社會全體に對する要度をも亦問ふべきなり、「産業の提督」、又は數百千人の經營指揮者として、技術上、會計上の仕事補助者、その他労働者の傭使に當る者、現在經濟界に重大の影響を及ぼし、又は及ぼしたる人

人、工業及商業界の急先鋒は、統計により一様に獨立自營者級に、數へられし女裁縫人、洗濯女と、社會上同等の程度にありと評價するを得ず前に數へたるが如き人々は、世の嚮導者偉大なる組織者たり、冒險敢爲の勇氣と、需用及販路可能に關する知識と、將來に於ける民福の豫備條件に關する達見、衆人統御に於ける修練とを持しつつ、各その行動の範圍内に於て、精神的原動力として滲潤し、社會全體の利益のため、母國の經濟的、政治的、文化的使命のために、大なるものを貢獻すべき、文化の先頭闘士なり、かかる個人、かかる人格は統計上の獨立自營者級に於けるのみならず、使用人及勞動者の階級にも亦存すと雖も、一類別内の凡てを同視平準すべき統計にありては、之を適切に表彰することなし、されど是等の徒が、國民の振起に重大の關係あるを考ふる際、定量的方面より試むべき國民の組立解析にありても尙、その定質的方面を考察の

(ろ)本製及複製統計の別に就きては、拙著社會統計論綱一六二頁以下参照。

外に、全然逸すべきに非ざるを想ふ。

八

統計上職業別及社會的類別が、二重の關係に於て問はるゝの事實あるは、注意すべし、乃ち一面獨立の職業調査を、本製統計調査として行ひたりとするも、他の一面には、人口の一部分のみに關する、幾多の複製職業統計調査は、當然存在すべし、⁽³⁾是等の分子につきては、一定方面の調査に付して職業を問ふものとす、職業別査察の目的よりせんか、第二種の職業統計材料が、完全なる意義を發揮すべきは、之を一般職業統計によりて得られし基本數に、比較せしめ得べき場合に限らるべき事情は、職業統計調査の施設上忘るべからず、而してかゝる複製統計調査は、例令ば出生、婚姻、死亡、海外移住、傷害及廢殘、竝にその原因に關する統計、保險、救貧、徵兵合格性、犯罪、選舉、貯金者、納稅者、賃銀事情

雇主及労働者の同業團體、労働市場に關する統計等に之を見る。

九

國民生活は停滯不動にあらず、從ひて全人口各種職業類の、分配に關する絶對法則は存せず、國民及國土文化發達の程度により、諸類の分け前、並に類の數及細別に相違を生ず、是等は職業調査を重ねるがために始めて確知し得べき所なり、輓近世相を觀する者、統計によらざるも尙能く看取し得べき、營利活動者推移の大勢、例令ば婦人有業者並に副業の増進、僕婢雇傭の減少、國民生活の工業化、獨立自營者の減少、中産階級増大等は、數回職業統計の結果を待ちて、始めて完全に確かめ得べき所なり。

現時代にありては職業選擇の自由、制度の上に認めらるゝも、その自由は果して如何なる程度迄、實現されつゝあるや、事實上此自由を妨ぐ

るの力、社會に存せざるや、之を明かにするの目的は又、職業調査を重ねるによりて達せらるべき所なり、夫れ名義上は職業選擇の自由ありとするも、此自由は恒同又は可變の外部事情により、幾分か強く制限せらるること、世の恒なり、通常自作農の子は自作農、小工業家の子は小工業家となる、素より之が例外は實現さるべしとするも、民衆全般として右選擇の自由は、今尙大に制限さるべしと考ふべき事由あり、蓋し此點につきては、自然事情は一國一地方經濟史上の發達と相待ちて、全民衆の諸職業分配に偉大の力を及ぼすべし、從ひて一時的には、特殊職業に人員超過又は不足を告ぐとするも、確實に影響すべき需給關係は、徐徐ながらその影響を及ぼし、需給平衡作用を全ふすべきを以てなり、全人口の使命的職業別が、注目すべき變化を呈するに先ち、諸國民の經濟生活には、大變動起るの要あり、その變動あるも尙、一國一地方古來の經濟史

及自然の生産條件により、幾分か運命つけられたる職業別は、數十年否數百年に亘りて、その痕跡を傳ふべし、古くより主として農業を營める地方は、一朝にして大工業區に變ずべきに非ず、その逆の場合起るは一層稀なり、各國各地方には、幾分かその職業事情上、豫定されたる一型を帶ぶ、されば年々能動的に生産及諸職業活動に、新しく入り來る人は自ら自由に選へりと信じ、一部の徒は又事實上、その狭き家傳に反してその職業を選ぶべきも、大體としては各職業に所要の人員を歸せしむべく、外部事情により豫定されたる任務は、人により遂げらるべし。

一〇

明治三五年公布せらし、國勢調査に關する現行法律に基づき、國勢調査の範圍、方法及經費其他、必要なる事項を定むべき命令立案のため、明治四三年設置せられたる國勢調査準備委員會の決議によるに、その調

査事項中、職業及職業上の地位を問ふべきことを認む、以上説ける所に照し考ふるに、素より宜しきを得たり、唯その調査の困難結果の實用等を斟酌するときは、依然として人口調査の序に之を調査すべきや、或は將來人口調査以外に、特別の職業調査を遂ぐるの方針を以て進むべきに非ざるや、問題とするの餘地あるが如しと雖も、現在の如く、右國勢調査の斷行も未だ決定されざる有様にては、豫定の方針を續けて、之が實現を急ぐに如かざるべし、獨逸職業統計上一新紀元を開くの端緒となり、又獨逸社會政策の *Magna Charta* として有名なる、皇帝ウイルヘルム第一世一八八一年十一月十七日の詔勅中言はずや、「社會政策上の諸改良を進みて決行せんとするも、之が先提條件たるべきは、帝國民の職業統計として、信頼し得べきを作るにあり、從來之が材料として満足、確實なるものなし、夫等材料にして政務上調製し得べき限りは、急に之を集

成すべきも、その統計の完全なる基本は、法規によりて之を收むるの外なし」と、我邦爲政者にして、萬一之を以て敵國先帝の一妄想視し、晏如として國政の大本たる國勢調査、職業調査の施設を怠らんか、惟ふに後世史家により

上 聖明を掩ひ奉りし譏りを招かん(大正六年十一月號法學新報所載)

本編起草後に於ける最初の帝國議會、乃ち大正七年の第四十回會議に於て、大正九年の秋、第一回國勢調査を全國に亘りて、實施するの方針確立せられ、爾來五月十三日に至り勅令として、臨時國勢調査局官制及國勢調査評議員會官制の制定を見、又九月二十五日に至り國勢調査施行令の制定を見るに至りしは、眞に悦ぶべし。而も亦之が準備特に困難なる職業調査の準備に付、評議員たる者然らざる者との審議研究、孜々として積まれつつあるや、疑なき能はず特に職業の稱呼に關する地方的該博比較研究の如き、充分に遂げられつゝあるやを想ひて之を筆にすれば、東京のデーデー、我洛陽現茅屋の門前に、ナオーシの一聲を擧ぐるゝ高し。

キングスリーと基督教派社會主義

(い) 英語の用語例
に「よれば、か
く簡單に説き
去るを許さず
と雖も、今姑
らく詳説を避

産業組合法第一條中、「本法に於て産業組合とは、組合員の産業又は其の經濟の發達を、企圖すべき社團法人を謂ふ」と、規定せるを見る毎に、蓄音機を通して拙劣なる、説教を聴くが如き感なき能はず、之に反して同種企業形態の總稱として、普通に使用せらるゝ英語 Co-operation (語源よりせば二拉丁語 Co 協同 operari 事をなすに基づく) の一語を聞く毎に、簡明克く産業組合の精神を、語るが如き感なきを得ざりき。夫れ數人の者、各自其の希望せる目的を達せんとして、和合團結するは乃ち協同なり。六人の漕手撓を揃へて水を切り、舵手之を統べて短艇を進め、競争に臨めば乃ち勝利を制せんとするは、協同の働なり。七人其の面を異にし、各人各

(ろ) 正統經濟學派の所説は今更問はずもかな、茲には單に Rich. Cantor 著一九一三年の經濟學及經濟策論一頁に其の七三頁は、經濟を以て人と自然、人と人の關係を學ぶるに止む。

別に思惟、行動すべきを思はしむと雖も、協心戮力の調子、克く其の間に整ふがために、短艇を進めて疾きを得べし。之を經濟上に察するも亦、協同に待つべきもの尠からず、大觀すれば、經濟は競争に盡くとなすの普通偏見⁽³⁾に對し、經濟界に協同和衷の働ありと、大悟痛罵するの途なきに非ず、之を一小局部に着眼して觀るも亦、純然たる致富目的の爲に團結し、組合を結び、會社を設立して、其の目的を達するは協同の働なり、と觀し得ざるに非ず。又輓近經濟界に於て、かゝる協同組織として重きをなすものは、弘く労働者、小農、小商工業家、否一般消費者の如き、經濟上に於ける弱者の共同利益を圖るため、結ばれたる團體なり。各人各個の單自助により達し難き目的を、相互主義によれる團結自助又は互助により達せんとする、所謂輓近組合思想の發露にして、協心戮力大を成すとの根本思想は、その一切に貫通せり。¹⁾ 其の發露する所、政

1) cf. R. v. d. Borgh, Grundzüge der Sozialpolitik. 04. S. 471.

治上に勢力を收め、或は智能の啓發を圖り、依りて間接に經濟上の共同利益を、圖らんとするものもあるべく、或は人道の精神を加味し、療病、葬式、養老等の用途に宛てんとして、共同餘金を積むべき保險機關たるものあるべしと雖も、特に注目すべきは、組合員の營利又は家政上の共同利益を助長し、依つて民衆の經濟的地位改善に資せんとする組合なり。我邦に於ても明治三十三年産業組合法制定以來、政府により特に地方農民に對して、鼓吹獎勵せられし組合形態は然り。其の目的の存する所に從ひ、英國に於て適切に勤儉仲間 The Industrial and Provident Partnerships と呼び、獨逸に於て營利家政組合 Irwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften と呼ばる、組合形態は然り。その精神を輕視するときは、規定の末に拘泥し、枝葉の瑣事に逐はれ、徒らに其の名を全ふして、其の實を顧みざるが如き弊も起り得べきと共に、一面同組合の形態に多大

の希望を囑し、其の精神を擴大して社會改良の一根本策たらしめんと、理想せる人も渺きに非ず。特に生産組合の如き、労働者をして治ねく之れを組織せしめ、自ら醸出せる資本の下に自ら労働せしむることとし、かくて特殊の資本家階級を絶滅せしめ、労働者及資本家の對峙を、自然に消滅せしめんか、社會の葛藤紛亂も亦、絶たれんとするの理想論は、自然に着想さるべき所なり。吾人は今茲にその思想の流を、一々尋釋するを欲せずと雖も、其の一人として夙に前世紀前半中、英國基督教界に Charles Kingsley (一八一九—一八七五年) を生み、基督教派社會主義の名義により、這般の思想を鼓吹し、又その實現に努めたる事蹟に就きては、聊か之れを世人に紹介するも、無意義ならざるべきを想ふ。

二

社會改良運動の見地より、前世紀百年間を達觀するときは、殆んど折

半され、その趨向は全く相反せる二紀に分ち得べし。乃ち社會上より察するときは、初めの五十年間は消極的、破壊的なり、個人を釋放し、無檢束たらしむるをその特色とし、その結果は民主制、營業自由、(自由貿易) 競争並に個人主義たりき。後の五十年間は積極的、建設的(少なくとも建設を求む) たり。就中旗幟鮮明なるは極端なる個人主義を斥け、之れに代ふるに、社會連帶、世間合體主義を發達せしむべき、コレクティブニスム 綜合主義の思想をその特色とし、其の結果は舉世一致、協同、獨占官業、集權又社會主義なりき。キングスリーは實に前紀中の人なりしも、後紀への過渡期に、齡三十歳前後にして殘せし事蹟は、時の大勢後紀へ移るの事實を徵證し、否之れに先驅せるの趣あり。そは即ち彼がその當時に於て、一部の識者と共、基督教派社會主義を以て、世に蒞める點に於て然り。

三

の眼よりせば、如何にも平凡此の上なかるべしと雖も、同派の人々右の名稱を使用せるにつきては、當時尙社會主義の思想幼稚にして、今日同語の下に解せらるゝが如き經濟觀、明確なるに至らざりし事情をも注意すべきなり。乃ち當初の基督教派社會主義者は、社會主義の名稱を用ゐたりと雖も、その意とする所によれば、社會改良にして實際的たらんとせば、神は父たり、人は互に同胞たりとするの趣旨に、立脚するの要ありと主張せるに過ぎず。キングスリーとその主張を共にして、又その一派の首領と目されし F. D. Maurice が、一八五〇年初めて基督教派社會主義なる名稱の、採用を決せる當時、草せし一論文中の一節は、恰ねく引用せらるゝ所なるを以て茲に抄録せんか、曰く、本名稱は同志の目的を言明すべき、唯一の名目なり、同時に此名目を立つるがために、晚かれ早かれ同志の徒が、非社會的基督教徒、並に非基督教的社會主義者 The

unsocial Christians and the unchristian Socialists に對して、挑むべき闘争に驅れらんと。

四

今少しくキングスリー一派起りし、以前の社會思潮を一瞥せんか、基督教の流を汲める社會運動は、倫理的社會改良運動と共に、前世紀二十年代佛國に發し、英蘭に於ても亦、その社會事情佛國に異れるに拘はらず、之と無關係たるを得ざりき。佛に七月革命ありしが如く、英に選挙法改正案(一八三〇—三二年)に關する論争あり、佛に一八四八年の二月革命ありしが如く、英に民權擴張論者 Chartisten の運動、及穀物法反對激あり、是等政治的改革の土臺となれる社會改良思想、及立案も亦、時を同ふして英佛兩國に起れり、就中社會革新のためにすべき至當の方法は、革命に非ずして、改革にありとの説を持して、立てる基督教派社會主義

は、カ、イ、ラ、イ、ル、の、倫、理、的、社、會、改、良、論、と、共、に、之、れ、を、サ、ン、シ、モ、ン、の、基、督、教、的、倫、理、思、想、に、比、す、べ、く、兩、者、そ、の、後、の、發、達、は、之、を、ル、イ、ブ、ラ、ン、の、組、合、運、動、に、比、し、得、べ、き、も、の、あ、り、き、キ、ン、グ、ス、リ、等、と、初、め、よ、り、事、を、共、に、せ、し、J. M. Ludlow は、現に佛國に於ける同運動を目撃してその綱領を尋ね、その友と共に、之を英國に移さんとせるの事情あるがために特に然り。當時英國に於て細民救済の議を立てたるもの、外に尙尠からず、特に保守黨に立脚し、農政改革を目的とせる一派の見解は、その時既に文名を馳せたるヂスレリーの二小説によりて代表せられ、工業恐慌はその小説中に説かれ、保守黨を以て唯一の社會救世主たらしめんとせり。實にモリス一派は、右地主の利益を代表せる保守黨と、ベンタムの祖述者たる産業自由主義者との間に、基督教に立脚しつゝ、功利主義及唯物主義に反對せる第三黨を挿めりとは、ミルの説ける所なり、²⁾以下其の思想を尋

2) cf. M. Kaufmann, Art. Der neuere christlich-und ethisch-reformatorische Sozialismus in England, in Conrads Handwörterbuch VI. Bd. 2. Auf. S. 828 fg.

ぬるに先ち、少しく當時の社會事情を窺はんと欲す。

五

兩運動の背景たりし英國社會事情を窺ふに、他の歐洲諸國に於けるが如く、一八三〇年來社會の下層階級と、中産階級との間に於ける葛藤、資本家と貧困労働者との間に於ける鬭争は起れり、特に一八四八年は英國労働者階級のために暗黒の歳なりき、凶作、重税、物價騰貴、賃銀低廉は、彼等の窮迫及罪惡をその絶頂に達せしめ、暴動起れる都市少きに非りき、素より其の以前より、民權擴張論者の平民憲章 People's Charter 唱へられ、選舉法改正特に普通選舉、被選舉權者の財産資格撤廢等主張されしも、その求むる所は、歐洲大陸に於て、社會民主黨の要求せしもの、如く極端ならざりき。然かも亦識者中社會上の一大危険を意識し、議會に於て之れを警告せる人ありしのみならず、四十年代の初めには、

「國民の危機」と題する一書(Perils of the Nation: an Appeal to the Legislature, Clergy, and the Higher and Middle Classes, by R. P. Seeley. 1843) を公けにして同様な警告をなせし人あり、キングスリーは四八乃至九年の交、之を愛讀して一大感化を受けしあり。又之より先きカーライルは、夙に一八二〇年その一友をグラスゴー市に訪ひ、同地に於て幾千の失業者路頭に彷徨し、窮乏を極むるに遇へりとは、その書信中に傳へしが如し。キングスリーは又後に自白せるが如く、十一歳の時目撃したるブリストル暴動により、社會研究の最初の課業を受けたり。右兩人はその年少時に世に曝露せられ、その後益々擴大せる窮迫により、太く激發せられたり、同時に又諸改良策は無數に立てらるゝも、道德的改革によりて之を導かしむることなくんば、その目的を達し得ざるべしとの信念を、彼等自身の觀察と、大確信とにより確かめられたり。かくて兩人は自由

3) その翌年出版の Remedies suggested, for some of the Evils which constitute "The Perils of the Nation." Rev. ed. あり。

否、餓死の自由 Liberty to starve によりてのみ、世の幸福を期待し得べきに非ず、との同一見解に立脚し、自由唯物主義と、産業進歩論者により試みられしが如き樂觀的時勢謳歌説とを、烈しく攻撃したり。然かも彼等は之がために偉大なる精力、烈火の如き熱誠を傾倒し、又確信の一大威嚴を示せり。實にその當時のみならず、今日尙英國農工業界の細民改善の目的上、幾多の事業起るは、言論、文章を以てせる兩人の努力に、負ふ所尠からざるに似たり。

六

カーライル及キングスリーの關係、既に上述の如くなるのみならず、前者の見解は後者を動かせること多きを以て、茲に先づカーライルの社會改良論を、瞥見するは無用にあらず。

カーライルは其の當時、佛國に普通なりし社會主義に倣ひて、特に勞

勤者の團體組織を主張し、然かも亦之を英國流に、詳言すれば改良個人主義を土臺として之を唱へたり。乃ち各人は先づ一機關たるの修養を、積むの要ありとし、又コムトと等しく、産業界にも規律、訓練の必要あり、兵卒を要すると共に、兵卒の互選にかゝる士官に非ずして、士官の訓練を受けたる士官の要あること、軍隊と異らざるを認め、その士官中には、密に普通雇主のみならず、授業すべき諸官廳をも含ましめたり、その所見によるに、被治者は素より、治者にありても、等しく重大なるは、萬事の成否が、誠意の有無によりて分たるべきことを、眞面目に考ふる點にあり。故に全國家學に倫理を貫通せしむるの要ありとせり、略言すれば社會の指導者にも、その麾下にも、道德的性質あるを本とすと云へるなり。かくてその論文「時代の兆候」Signs of the Times(一八二九年)に於て、現貪慾時代 Sordid Era of ours の下、群衆改善ののために諸種の會

4) cf. A. Comte, System of Positive Polity, vol. 1. p. 127 fg.

(に) 軌の組近株式會社
 づの目的は全儲
 づる協同的に出
 恒な離合集しむ
 へるの便易を加
 作レたり翻レ手
 雨レ紛數輕薄手
 何須見管飽君
 不交レ此道今
 時交レ如レ土
 人棄レ杜レ道
 歌行レの社名
 交行レの社名
 眞行レの社名
 すにレの社名

あるも、是等に伴ふに國民性格の絶えざる改悪を以てすと痛罵し、その
 Chartism(一八三九年)に於ては金權萬能主義 Mammonism に攻撃の鋒を向
 け、之がために人は現金のみを、唯一の縁として離合するに至り、昔時
 上級民と下級民とを結束せる、道德的束帶の崩壞を促せるがために、上
 級下級の間隔壁を生めりと説き、舊貴族の失はれたる勢力に對する補償
 として、産業貴族を構成すべきことを主張し、従つて又彼れ自ら國民の
 一人なるも、民主制につきては寧ろ之を嫉視し、之を説くも保守的障壁
 を挿みて、説くが如き態度を以てせり。その著 Past and Present(一八四三年)
 に於ては、機械的宇宙觀弘く世に行はれ、その見解上高潔なる理想を信
 せず、又之を疑ふは眞に侮蔑すべく、かゝる風潮あるは實に社會學説と
 しての利己主義、其の地歩を占むるに至りし眞因たり、その學説は世に
 説き出されし福音として、最も墮落せるものなりと説けり。彼自ら獨逸

(は) 楠公の詠に「身
 思ふハニ心ヲ
 ノタメニ君ヲ
 君ノタメニ心
 身ヲ忘レテ
 又その遺訓座
 右秘傳の中、
 るもの中、
 私利邪曲を誠
 めたる一節に
 一諸道ノ要點
 トスル所ハ自
 他ノ災禍ナク
 シテ安樂ナラ
 シメンカ爲メ
 也、然ルニ上
 トシテ下ヲ爲
 ナレム人ノ行
 ナ見ルニ下ヲ
 備ムニハ唯下
 ナシテ忠ヲナ
 サシメント思
 フ所ニアリ自
 他ヲ親シク和
 セテ相愛シク
 トスルノ和

モ、他チ(シテ)
 親シクスルニ
 ハ非ラス、寧
 ロ他チシテ親
 シクセシメン
 カ爲メナリ、
 一人或ハ萬人
 ナレムノモ
 彼等ノ忠ヲ成
 サシメント思
 フニアリト
 説けるあり、
 修養し易から
 ざる心境を
 べけんも之を
 豈むべきは、
 係獨り君臣關
 限らんとや。

流の唯心論者、及獨逸唯心論者による著作物の影響を受けし唯心論者と
 して、貪慾哲理 Fig. Philosophy の上に築かれたる、拜金統治 Dollar Dyn-
 asty を顛覆せしめ、經濟學及社會生活に於ける、功利主義及個人主義を
 一掃せんとせり。乃ち氏は寡慾、無我、信仰、慈愛を説き、國民を誠め
 て宇宙に於ける、神的觀念を看過すべからず、克己により眞の進歩、換
 言すれば道德的進歩を計るに留意すべしとせり。(は) 又窮乏を以て、現社會
 秩序の罪なり、乃ち個人がその利を計るに際し、各々孤立せる結果に外
 ならずとし、従つて又社會の没落を救ふの途も、利害協同團體組織に求
 むべしとせり。カーライルは個人主義の弊を認め、社會改良を企圖せる
 や上述の如し、然も亦彼は、善良なる意味の個人主義者たるを免れざり
 き、氏に關して伊人マツチニの卓越せる論文中に、下されたる批評は
 頗る興味あり、今抄録せんか

カーライルは個人のみを了解したり。衆人合體渾一の眞義は、氏の解
 せざる所たり。氏は萬人に同情せるも、各人各別の生存に同情せるの
 みにして、その綜合生存につき之を見ず。
 氏の眼に映じたる伊太利の國粹は、ダンテ及クリストファー・コロムブ
 スを生める榮譽にあり、獨逸の國粹は、ルーター、ゲーテ其の他の偉
 人を生めるの譽れなり、是等偉人の投影に眩惑せられて、何等國民思
 想の痕跡を見ずと雖も、實は是等の人も、國民思想解釋者又は豫言者
 に外ならず、その思想を貯ふるものは民衆のみなりと雖も、カーライ
 ルは之を問はず、一切の通議はカーライルの説に悖る、氏が其の所信
 により、世の歴史は本來、偉人の言行録に外ならずと宣言することに
 より、その根本を誤ればなり、かく説くは時代の運動を支配せる思想
 に抗論するものたるや可なり明けし。

予は現代民主的精神を標榜して、かゝる見解に抗疏せんと欲す。歴史は偉人の言行録にあらず、人間界の歴史は、人心を支配すべき宗教漸進の歴史なり、其の宗教を諸信條に移し、諸行に現はす事の歴史なりと、地上の偉人は人道に於ける標石に外ならず、人間界に於ける宗教の僧侶なり、僧侶として宗教を説くも、奈何でか全宗教其のものと輕重を同うするを得んや、一切の偉人よりも一層偉大なる一物あり、一層深玄不可思議なるものあり、それ等のものを載するは地なり、是等のものを容るゝは人間界なり、是等のものを鼓舞しつゝ、全民衆綜合の力を借りてのみ、遂行され得べきは神意なり。要するに一部の子如何に優秀なりとするも、共同の母あることを否認すべきに非ず、之を否認せんか、恰もその瞬間に於て其の人は、現に推稱しつゝある非凡人を、眞實に理解し得ざることとなるべし。天才は花が其の生命の一半を、

地中に通へる濕潤より受け、他の一半を空中より吸入するに似たり。

天才がその英邁の資を受くるや、その一半は天に歸すべきも、他の一半は之を普通俗人の群衆に歸すべく、群俗生存の中より天才湧く。

と、夫れ英雄時勢を作るや時勢英雄を生むやの問題は、古きも依然として問題あるに似たり。ランケの亞流、英雄を重んずるの説をなすに對しラムプレヒトは群衆心理を重んず。果して然らば、マツチニーの評是にして、カーライル非なるや、未だ俄かに判すべからず、特に又カーライルの偉人説、或は誇張せられしやを知らずと雖も、彼が社會改良に志し、個人の徳を修むるの要あるを説ける一面には俗世間に神の必要あるを啓明し、宣揚したることを忘るべからず。當世のあらゆる醜惡を洞察し、功利主義經濟學説の狭量、氣隨無一物を摘發し、明德に依りてその醜を掃ひ、神明を照さんとせり、特に神は人に宿るを説きて曰く、「爾は人なり神の

息は爾に通へり、爾が地上にあるや、爾の生をあらゆる點に暢達せしむべきなり、爾の體は一寺院なり、爾が不朽の精靈は、之を假の宿として僧たり、須らく萬人のために犠牲たり、又教導職たるべきなり」と、その偉人説を以て、「共同の母あることを否認」したりと、一概に評し去るを得んや。

七

倫敦の King's College 及劔橋の Magdalene College に學ひつつ、散漫不規律に勉強せるかために成績、拔群ならさしりも、夙に熱心に社會問題に注目せるキングスリーハ一八四二年大學を卒ゆると共に、ハムプシアアの寺區エワースリーの牧師補に任せられ、その一生涯續けられし牧師生涯に就けるか、一八四八年には最初の著書として、一悲劇 The Saint's Tragedy を出し、中世の社會事情と及その一生を不幸に終りし、洪牙利の

聖人エリサベートの事蹟とを借りて、其の當時の社會事情及基督教より派生せし、社會改良家運動を寓意せしめたり。キングスリー及その一派か、社會の崩壊を防ぐの方策を、共同利益代表機關に求めたる點に於て、カーライルと一致せるは、以上説ける所によりて明かなるか、特に氏はカーライルの人格を、その名著 Alton Locke 中の一人物 Sandy Mackaye の性格として描寫し、その社會觀を屢々語らしむと言はれし程、カーライルを尊敬したり。

一八四八年英國の社會不穩なるや、キングスリーは寺區エワースリーの教會を棄て、ラッドローと倫敦なるモーリスの家に會し、會議の結果貼紙を撒き、労働者は眞に同情すべきも其の凶暴は堅く誠むべく、人として自由に適應 fit for liberty し得るがためには、徳及宗教の要あるを撤するに決し、キングスリーはその當日、徹夜ペンを走らせ、翌朝に至り右

の趣旨を掲げたる數千の貼紙は、「英國労働者に對する告白」の題下、働ける一牧師 A Working Parson を署して諸處に顯はれたり。此一事は表面上大事を惹起さずして終れるが、右三人は次いで平民政策 Politics for the People と題せる、一片の週刊雜誌發刊の決議を遂げ、幾多名士の寄稿を得て之を刊行し、キングスリーは其の中に Parson Lot と署して、幾多の名文を草したり、初號は一八四八年五月六日に出て、發賣部數二千に達せるも、維持資金を缺きしより第十七號迄にて廢刊に歸したり。

されど今や Thomas Hughes を含める一群の學者は、冬毎に會合を催ふし、民權擴張論の多數首領と會し、夜學校を初めたり。キングスリーが予は英國牧師の一教會にして、一の民權擴張論者なり、I am a church of England parson and a Chartist の一句を以て、初まれる著名の演説をなし、その中に労働者の罪惡を認め、その凶暴を誡めしは、是等大會の一

に於てなせる所なり。

その當時倫敦の諸新聞紙に、スウエツチング「特に家内工業労働者の慘狀」に關する幾多論文を投書せるものありしが、キングスリーは之に促されて、熱烈なる憤激の下になりし一論文 Cheap Clothes and Nasty, 1850を公にし、その弊害を以て、競争制と密接の關係ある一悪行と説き自由競争を痛罵せるより、自由主義を奉ずる定期刊公物は、その全闘争力を彼に向け特に經濟學者 W. R. Greg はエヂンバーク評論誌上、一大狂惑を以て彼を攻撃したり。されど之等とその根本思潮を異にする者は、右の小著により深き感銘を受けたり、終始基督教派社會主義の指導的精神を代表し現に又一八四四年來の一友として、キングスリーの思想に大影響ありしモリスは、是より先き貧民學校、衛生事業、國內拓殖事業等を計畫し、又その思想の實現たる協同組合創設をも夢みしが、右キングスリーの

小著により影響する所多かりし結果、間もなく裁縫人の組合は組織せられ、又一八四九年より五〇年に亘り、労働者の團體組織助長を目的とする一協會成り協同組合運動の胚種又は中心となれり。本協會の基本綱領とする所は、商工業のために基督教を實地に應用するにあり。

一八四九年十二月には、ラッドローの家に於て購買組合設立の一案議せらる、基督教派社會主義の名稱を用ふべきことを決せるもその時にあり、今や同派の人々は、基督教派社會主義者 Christian Socialist の名を冠して、一雑誌を出し又一購買組合も組織せられたり。右機關紙はラッドローにより編輯せられ、會員全部をその寄稿者としたり、されど進歩問題を取扱ふべきその他の諸出版物と同様なる運命に陥り、一卷と二巻とは體裁内容に於て相違ありしのみならず、第二卷迄にてその跡を絶てり。而も彼等は社會改良にして基督教を伴はざるもの生氣なきは、鳥なき

(二書共に之を
Everyman's
Library 中に
收む。

の羽に似たり、劍製者が人工的に生命に似せんとして、如何に巧みに粧ふとも亦然りと説き、同派本來の思想鼓吹に勉めたり。その間キングスリーは著名なる社會小説 *Yeast* (一八四八年) 及 *Alton Locke* (一八五〇年) を著はし、同派のために傑出せる弘布方便を授けたり、前者によりて彼は年少の際より養ひ得たる趣味觀察を土臺として、田舎の細民状態を、後者によりて都市の工匠細民状態を描寫す。今後者につき少しく記述せんか、同書内容は一民權擴張論者たる、一女裁縫人の冒險談なり、キングスリーは一身の經驗上、同小説内に描くが如き、一天才の困難を幾分か知れるのみならず、貧者に對する同情に驅られ、過激の言説をなせり、假令ば商業界を食人俗視し、資本家は貪慾にして労働者の身體及精神を嘯み、労働者は又備はれ口の競争上、互に嘯み合ふとせり。キングスリーの抱負を確實に示すは、本小説内に於ける主人公の一告白に如くはなし、茲に抄録せ

6) cf. Holyoake, *The History of Co-operation*, II. 79. p. 390.

一切の制度に觸れて一々失望しました、歸着する處妾の眼に映じた所では、夫等諸制度も貧者にとりて、仕舞には我慢し切れぬ程のものでない様になり、貧者はついそれにほだされますから、その諸制度は畢竟貧者をどん底に逐込む道具に外ならずと思はれ、又是等の諸制度あるが爲に、錢鬼はそれを方便に使ひ、働き疲れて無益となりし人々から、無情にもその手を引き、其の代り新しき餌食を勝手にその巢窟内に引込むことが出来るのだと思ひました。そこで妾は同じ女仲間、否貧者中でも一番不幸で、又一番落ちぶれた人々の仲間に、組合を作らせたいと思ひました、計畫の主旨は同じく働くにしても、たつた一人の暴君のためにしないで、お互のために働くことが出来る様にしたい今迄暴君の手に委ねた儲けは、今迄奴隷扱ひにされた妾等仲間に分配す

ることが出来る様にしたいといふことに過ぎませんでした。経験を積んだ男の人達は、失敗するぞと申して妾を誡めました、慾の皮厚くその慾に驅られ喧嘩腰で世を渡るは、人の天性だとして見れば、そんな計畫を立てゝもどうせ失敗だ、その事業のために善き信念、同胞の愛徳の風化を博め様と望むのはよいが、それは望み丈けで此世では何處を捜しても、見つけることが出来ぬではないかと議論されました、その時それは妾も多くの昔に考へて居ると答へまして、基督教がないならば、兎も角、基督教によるならばその望を遂げ得べく、又遂げずにはおくまいと論じました、その主意で妾自身が他人仲間の中に交りて姉妹の一人といふ心持で住込み、同胞姉妹として共に世を渡るの道を仲間に授けたい、一言の中に盡しますならば、妾等の仕事場を、一の機械たらしめないで、一家の中たらしめたいと申しました。

と、啻に産業形態改善を主張するのみならず、此改善を完ふするの道として、性格の改善、人情の惟新を重んじたるは明かならずや。

キングスリー及その一派其の後の運動は、漸く昌んならんとして、却つて同派名稱の濫用を頻發せしめたるのみならず、利己主義の新聞雜誌よりは誹譏せられ、普通僧侶の機關紙よりは、危険なる社會革命家と誹謗せられ、直接には其の運動の流を續けしむること能はざりき。同派により設立されたる生産組合は、凡て漸次に凋落し、加之彼等か鼓吹せし綱領も急激に弛み、法律の智識と資金の供給とにより、同派の運動を助くること多かりし E. Vansttart Neale か、その晩年に言明せるか如く、運動の歴史其のものも、後には組合の仲間及承繼者にさへ、全く知られざるに至れり、然も亦直接の功績としては、前述の如く労働者の團體組織助長の機關を起せること以外、産業組合の大憲章視せらるる法律 The

Industrial and Provident Partnership Bill 一八五二年に制定せられ、産業組合か法律の保護を受くることとなるに至れるは、同派の運動預りて力ありき、其の外後世に於ける英國社會思潮界に、間接の影響を及ぼせる功績は測り知るへからず。

八

以上キングスリー一派の主張及運動を略説せり。今之を補ふためその原則視すべき點を擧げんか。

第一に彼等は聖書を以て、社會改良の金科玉條としたり。セリグマン教授の評論に曰く

是等の基督教派社會主義者は、完全なる意義の改良家なりき、彼等は基督の天國を以て、何等無實の法式視することなく、天啓によりて創造されし此天國は、事實上存在したりとし、又時到らば現はれて、一切

の邪惡不幸を掃ふべき、運命を有すと確信して疑はず、彼等の見解に従へば社會は諸新案により革新さるべきに非ず、寧ろ神に就きて社會の秩序調和を全うすべき法及根據を索め、社會存續の秘訣を捜すことにより、その更新に努むへしとせり。

と、彼等は實に聖書に一貫せる思想を求め、之を以て人々に對し神の援くる正義、并に人の侮蔑を受くる人々に對し神の授くる光榮に存すとし此意味に於てキングスリーも聖書を以て貧者の慰藉者、富者に對する警告なりとせり。然も亦氏の改良案は過激ならず、其のことたる當時の民權擴張論者を評し「予が平民憲章と争ふ唯一の點は、改良すべきことに付き、さ程極端ならざるにあり」、民權擴張論の誤は一に「立法上の改正を以て社會改良とし、人情は一片の法律を以て變改し得へし」と妄想せる點にありとせるを見ても明かなり。この穩和なる態度は、やかつて又同一の根

本主旨に立脚しつゝ、一層立入りたる社會改革を提唱せる、後世の一部社會主義者と、氏の一派とを分つべき點なり。

第二に同派はマンチエスター派の經濟學說、社會學說に一大侮蔑を加へたり。此點に付キングスリー、色々議せる中に左の説もあり。

政治經濟學に於ける、通り言葉の斷片を、俗人の金錢萬能主義に媒介し、或は又ベンタム派學者の語句か、學問の法則らしく聞ゆるも、實は空しき自明理の肯定に過ぎざるを、小賣することにより、自ら無知の守錢奴たるを、辯明するか如き一公刊物より、何物をも期得せず。予は又自由放任論の唱道者に、何物をも囑望せず、彼等は術學者なり、その光榮とする所は、社會の耻とする所なり。

と、キングスリーは終世その主張を捨てさりしに拘はらず、晩年その少壯時に於ける措辭の激越を悔ひたりと、傳へらるる人なるか、兎に角一八

五七年に出てし左の一節は、右の所説に照して興味あり。

政治經濟學はそのたどり來れる途を、予かために進みて可なり、予としては、數千の勞働者及其の子の生命を、救ふかために貢献するを得は神の恵に預るを得ん。

第三にキングスリー一派は、社會として存續し發達するの望あらんせは、立脚すべき大綱は唯一なり、利己に非ずして献身にありとせり、特に氏は一改良家として、人人よりその特權を奪ふべき諸方策を主張せずして、人の義務、責任觀念を覺醒せしめんとせり、氏は曰へり

利己か人性を語るの一法則たるは、予飽く迄之を知る、されど之を以て人類社會を律するの、根本法たらしむるの要ありとするは、予之を否定す、社會を沈淪せしめ、一の羅馬帝國、一の野獸權に復せしむべきに非る限りは然り。

九

我邦先づ産業組合法の制定ありて後に産業組合あり。大正四年末、從つて制定後僅かに十五年餘にして、その總數一、一五〇九に達す、昌んなりと謂ふへし。然も亦世間を通觀するときは、組合は地方に存するも、都市に振はす、小資産者その利益に預るも、勞働者被備人之に預らす、現在組合にして外形備はるも、實質備はらす、精神空虚なるもの尠からざるに似たり。凡て是等の組合か内容外觀相呼應して、發達普及するかためには、特に民衆一般に斯制を容れ得るの域に進めるを要す、之かためには童に時處の事情及直接職分に關する智識、充分に備はるの要あるのみならず、協同心の發達を要す、任意協同は盲從、雷同、無理從順に非ると共に、利のみを見て集れる協同にも非ず、必ずや總意志又は多數の意志に對する任意服從の精神を伴へり推讓の徳と、多少の犠牲甘受とを

伴はしむるの要あり。此主旨より斯制に蒞むときは、産業進歩の目的上之に大なる希望を繋ぎ得へきのみならず。社會改良のためにも期待し得へきものあり。此意味に於て、キングスリーの事蹟は今尙學ふべきものあるか如く、特に權利の要求、自由の要求漸く各階級又各方面に、流行せんとしつゝある我邦の現況に於て、此感を深ふせずんは非ず。且又退いて正義、献身、慈愛、相互友愛といふか如き諸徳か、基督教の獨占たらしるを考ふる際、我邦の現社會、現經濟界か、弘く教界の士君子及其の高徳に期待するもの甚だ多きを思はずんは非ず、豈獨り之を基督教界士君子のみに期せんや。(大正六年九月號大學評論所載)

バルグレーウ經濟辭書中に於ける、マツカーサーの所説によるに、キングスリーは實に方正なる一寺區牧師たり、寵愛されたる一宮中侍説者たり、熱誠なる一社會改良家、衛生改良家たり、多讀されたる一小説家たり、大學教授たりしのみならず、又一の機敏なる運動家たり、熱心なる自然科學者たり、平凡を抜ける一詩人たりき、その趣味は普くして廣かりしより、

多方面の仕事にその手を染めたるも、之かために又その何れにつきても一流たるを得ざらしかたり、されど又ために多種多様の人々に、弘くその勢力を及ぼすに、至らしめしは疑を容れずとせり。

農會瑣言

着想の端緒を授くること尠からざる、東薰氏著東西比較人生百不思議中一節に説いて曰く、西洋には共助共濟の目的を以て成り立つ秘密會あり、日本には地方別を基礎として成り立つ縣人會ありと、西洋諸國に諸團體組織發達せるを見て、一に之を秘密會氣分の變形擴張に歸すること果して穩當なるや否や之を問はず、之を日本に關する立言のみに限りて考察し、その意義に富むことを考ふる際、夙に約二十年前外山博士か好著藩閥之將來を著し、一大鐵斷を下し「山口出身の内閣諸公よ、鹿兒

島出身の内閣諸公よ」諸公は自縣人の教育の爲には非常に熱心に努めらるるのであるが、諸公は亦我帝國人民一般の教育の爲にも、等しき親切を示されむこと」「君の爲に國の爲に」切望に堪へすと、痛論せられしことを想起し、又之を現在の事實に關する叙説としては「自國人の教育の爲には」とあるを改めて、單純に「自國人の爲には」とする方、寧ろ適切ならざるかを疑ひつつも猶、同郷の好みに基つく結束は、時に弊害を生ずる迄に鞏固なり得べく、侮り難きを想はずんは非ず。

以上説くか如く觀し來るときは、一地方農民間に於て、同業又同郷の關係として結はれたる團體組織につきては、啻に富國又強兵の目的上期待すべきもの多きのみならず、引いて矯風、智能開發の目的よりするも大なる力として頼み得へき筈なりと想はる、これ本編を草し、疑を存する點を少し許り陳へて、寄稿の責を塞かんと欲する所以なり。

二

農會の意義を汎博に一地方農民の會なりと解せんか、旱天に際し雨を祈らんとして會するも、盆の季節に娛樂のため會して踊るも農會たるべく、其の昔偉大なる個人惣五郎か、佐倉領の農民苛税に苦むを見て奮然として起ち、主として各村名主の集會を促し、承應元年乃ち西紀一六五二年十月七日の協議により、天下の禁を犯して幕府に上訴するに決し、裁判未了の間は納税延期と、議定せるか如きも亦一の農會なり、一般に自治行政の普通最初級機關としての村も農會たると共に、農家の親族會否農家も農會なり、右兩者の間諸目的諸種の利害關係に基つく集會結社は存在すべく、又愈々新たに興され得へし、その間秩序ある組織を立て永續の主旨を有するあり、然らずして存在一時的なるあり、公然なるあり、秘密なるあり、娛樂交際を目的とするあり、修養を目的とするあり、經

濟的又社會的主旨の下に成るあり、農民か事を吉凶に寄せて、宴會懇親會を催すは市民に比して繁く、之かために會するも、公共の場所特に料理屋に於てせずして、自宅に於てするの慣習を養ひ、物價騰貴して享樂に本づく負擔過大に流るるを虞れても、その慣習を破るよりは、寧ろ會衆を減して之を防かんとすることなしとせず、又因習に囚はるるか、將た自發して因習を襲ふか、兎に角農閑を利し伊勢參講に参加し、又寺に本據を借り、金融相互共濟の機關たるべき講を興し、又之に参加するの風由來昌なりしを見て、その一斑を知るべきなり。なへて農民は普通人と等しく、一般に交友を求むるの人情ありとすべき以外に、その性質上、密接に交互相頼り相助くるの氣風を養ひ易しとすべきものあり、素より山間の農民にして幼稚なる農耕を附隨的に營む者、又は土地廣大なるために古來新墾地を逐ひて移住し、移住先に撒點索居して土着するの風を養

へる者、或は之と反對の氣風を養ふへしと雖も、一般農民は協同し易く村は一の經濟共同體たり易し、共有權の主體たること多きと共に、共產體、共同消費の團體たり易し、古くは作物の種類又は耕作法を、齊一ならしむと言ふか如き、慣習法の馴致によりてその實を顯はし、今も亦常住不斷の交互助援により、その實を示しつつあり、かく交互助援するは實にその經濟經營上、都市に於けるか如き補助方便によるの便宜妙きと共に風雨の變により一様に左右せらるるかために、己むを得ざる所たり、その外農業にありては商工業に於けるよりも、協同團結を結はしむるに好都合なる事情あり、同一地方に於ける經營法極めて齊一なること、市場狭く限定せらるる結果として競争狭めらるること、人と企業物體との接觸密なること等、何れも協同の有利條件たり、されは農界に競争妙くして習慣あり、協同あり、悦ぶべき協同一致を求め易きと共に、進歩の障

得たるべき因襲團體として、悦ふべからざる因循姑息に流るるの虞多し。貨幣經濟の諸現象諸地方に波及するときは、農民の間にも競争の動機を燃えしむべく、特に種物作、蠶種製造等の如き、爲政者の種改良統一策なしとするも亦、當業者間に於て互に優良を競ふの風を生し易き範圍たり、都市膨脹し工業漸く盛大に趣く際、人往々にして一圖に觀するか如く、農村をして必ず疲弊せしめ、少しも農業を利せずして必ず之を不利ならしむと、觀するは穩當ならざるを想ふと雖も、之かために農村經濟事情の單純を破り、農家經濟の興亡轉變を生み易き事由を増し、特に全農民をして市民資本家商工業家に對し、防禦の地位に陥るるの事由、起ること多きの事實は没却すべきに非ず、されは自然の制限、暴君の壓虐等、凡て忍び難き外部の壓迫に對抗して協同自衛し、之か脱却に努むる氣風苟くも農民間に漲らんか、職業別より來る這般の壓迫に對しても亦

協同して共同利益助長又代表の方策に出つべく、その便宜を計るかために、法律上認めらるゝ産業組合制、農會制も、自發的に活用さるべき筈なり。

三

法律上公共組合の一種として認めらるゝ農會は、農事の改良發達を計る爲めに設立するものとせられ、就中その初級團體たる市町村農會は、その市町村の區域内に於て、國及公共團體を除くの外、耕地牧場又は原野を所有する者、及農業を營む者を以て之を組織し、設立者の數右有資格者の三分の二以上にして、又その區域内に於て、設立者の占有又は所有する耕地及牧場の面積か、私用に供する耕地及牧場の、總面積の三分の二以上なることの一條件備はるときは、之を設立し得べきことを認む、その以外に聯合組織として、郡農會、道府縣農會、及帝國農會認められ、原則として各

その行政區劃の區域を以てその區域とし、又その各階段に於ける設立につきては、之を組織すべき農會の數、その區域内に於ける直接下級地方團體總數の、三分の二以上たることを要すとせり、農會法制定せられてより歳を閱すること二十に近く、今や農會の組織は全國に行渡り、就中全國聯合機關としての帝國農會は、その前身として、明治二十七年創立されし全國農事會以來、農事の改良、研究調査、指導獎勵等に盡す所あり、特に近年繼續調査の題目として、農家の經濟、永小作に關する件、農家の金融に關する件、水利取締に關する件、青年の勞働忌避に對する矯正方法、自作農の保護獎勵に關する件等を擧げ、その結果の一部は既に發表せられたると共に機關雜誌「帝國農會報」は刊公されつつあり、之を農民に比して、一般に自發的行動に出づること多かるへしと想像し得べき商工民の、團體組織たる商業會議所及同業組合に就き、聯合組織特に全國聯合會發達せ

りとなし兼ねるに反し、組織の整頓上、一步を拔けりと議し得へし。而も亦農會の設立及其聯合か、法律の指導、官吏の誘掖に待つ所多きを想ひ、その實質如何に想到する際疑問なき能はず、第一に基本農會組織の區域を定むべき市町村は、行政の單位にして住居地區の單位にあらず、一町村の中には經濟上の利害必すしも同しからざる數部落を含むかために、その間に結はれたる農會も亦必すしも共同利益促進の機關たらずして、勢力争ひの具に供せらるるの弊なしとするを得べきや、次に三分の二の多數意志を以て、三分の一の少數意志強制を是認するの半面、果して壓制の事實を生ず、相互信賴の念を缺くことと抄からざる一部農民間に於て、表面に現はれ否現はれざる不平不満を養はしむるの事實、全くなしとするを得べきや、若し夫れ農民各個が果して輓近組合思想に燃え、團體自助又は互助による共同利益促進の力偉大なるを認めて、協同の一形式視

すへき農會に加入しつつ、之に満足せるか如き事情ありとせんか、自ら協同に基づく義務特に農會經費分擔の義務も亦、進みて之を充たすへき筈なり、特に全組織の基本視すへき市町村農會に於て、その實を示すへき筈なるに、事實は必ずしも然らざるに似たり、市町村農會か國庫及市町村より多大の補助を受けつつあるに拘はらず、會員の分擔すへき會費集まらず。その極商業會議所に於けると同様、會費強制徴集の途を開かんとするの運動、起れるを見て之を察し得へきに似たり。又市町村農會とその他諸聯合との連絡に就きても等しく疑問を挿み得へし、民衆自由の精神に富み、農會の如き團體設立も一に農民の自由に放任せらるるか如き國にありては、「村の財産家に勸業に熱心なる人あり、自ら先んじ」模範を示しつつ之を設立するか如く、高潔なる動機の下に設立されたる地方的團體ならざる限り、團栗せい比へ式競争の具に供せられ、その結果

朝に榮ゆるも夕に分裂すること、露西亞革命政府の如くなるの例起るは米國の實例に徴して斷し得へき所たり、かかる事情ある所にては大資金を有し、智識經驗ある人々を戴ける聯合組織存し、ために自ら地方的團體に外部との關係開かるるの事實は、やかてその地方的團體の存續を保障するの一事由ともなるへし、されど之と反對に農會に關する法規あるも、農民自身により先づ組織されたる團體組織を承認し、又之に適切なる改善を加へたるものとして、之を法律に認めたるに非ず、先づ法律に規定したる農會の形式あるかために農會及その聯合ありとも評し得へき所、實質上に擧ぐへき效果、最も多きを得へき基本の市町村農會、その事蹟を擧ぐるに擧ぐへきと共に、諸聯合との間規則的文書的聯絡ありて、必ずしも實質的聯絡擧らざることあり、小區域農會は、大區域農會のために經費を負擔すとの規定あるかために、之を負擔するの事實ありとするも相互の間

特に基本農會より上への關係上、共同利益代表被代表の實、必ずしも擧らすと疑ひ得へき餘地あり、農會設立の主旨か啻に官廳に對する農事報告、建議、答申機關に止まらず、その主とすへき所、農會法第一條の明文に規定せるか如く、農事の改良發達を計るへき協同自助機關たり、又聯合組織との連絡巧みに行はるとせんか、農事改良發達のためにすへき地方的施設は頻々として起り、之に對する聯合農會代表者の訪問、監察、勸奨も頻繁たり、之かために又その商議行動上、地方的要度を超越せる諸事項の交渉を生み、一面地方的農會の行動にありても四海連帶の感情を伴はしめ、一村の事は直ちに天下の大事に關すとの感情を生せしめ、その事務の品位及有用觀念を高めしむへきは謂ふ迄もなし。之を官廳に對する建議、答申機關としてのみ察するも亦、明治以後に於ける我邦の如く、經濟立法、經濟行政と言へば、農事立法、農業經濟行政に偏したるか如き趣あり、近

年商工業方面に關する立法行政を見るに至りても、之かため直接間接に農民の利害に關すること多しとすへき所、自ら農會の政治的活動に待ちて、農業、農家經濟、農村社會の改良發達を計るへきもの多きは、謂ふ迄もなしと雖も、現在の農會特に基本的市町村農會は、由來此點に於て果してその職分を發揮しつつ、政治的修養を積み、共同利益を提げ忌憚なき正義を掲げて官廳に臨み、又同趣旨の政黨と歩調を共にするに敏なりしや否や疑なき能はず、農會長となり副會長となるを以て村長となり、郡縣議會議員となり、代議士となるの踏臺となし、一般に政黨爭場裡に於ける、自家勢力扶植の具に供するか如きことを以て、政治的たりと謂ふべくは、農會は決して政治的たるへからずと斷すへしと雖も、之かために農會として眞の政治的方面に活躍すへき部面あるを没却し得へきに非ず。素よりかく疑ひ來りたればとて、農會か由來公共組合として、官廳に對す

る關係上擧げ來れる功績中、見るべきものなしとするの意なきは謂ふ迄もなし、特に農會か報告機關として、明治三十五年農商務省令第二十六號「農事に關する調査事項」并に明治三十七年農商務省訓令第十一號大正三年同訓令第十三號により、制定改正せられし農商務統計樣式に従ひ、調査報告しつつあるもの、實は農務統計の基本材料たるの事實は、特に顯彰するの値あり、素よりその材料の信賴價値につきては疑を挿ましむものあり、官廳の命あり又之に服するの義務あるに拘はらず、材料は多岐に亘らすとも、信するに足るべき計數を集むることに主力を注ぎ、依りて少しにても農民の共同利益助長に資せんと、するか如き意氣必すしも振はす、危しけなる計數と人にも思はしめ、自己もしか想ふに拘はらず、命令事項たるかために之を答申報告するの事實、全くなしとし難く、上級官廳としても、規則面は少し計り枉けても、確實は統計の第一義と心得つつ

統計事務に忠なる農會報告者を勸奨する、人計りに非るか如しと、老婆の心配に驅らるるかために、右の疑念晴るるに由なしと雖も、兎に角農會の力により、幾年に亘りて積まれたる農務統計か、本邦農業經濟研究上貴重すべき資料なるの事實は、否定し得べきに非ず。驕りて之を外國の事例に察するに、發達の順序自ら我邦とその趣を異にし、任意協同組織より公共組合に進めるの事實あるかために、益々右の諸疑問を深くするものあり、就中英國に於て借地人俱樂部 Farmers Clubs 及農會 Agricultural Societies として起れる協同團體か政治的經濟的性質を帶ふる諸事項をも、その審議項目中に數ふることとなれるより、公共的なる農業會議所 Chamber of Agriculture に變せるの歴史も、參考の値ありと雖も、以下専ら獨逸に於ける變遷を略叙するに止む。

四

獨逸に於ける共同利益代表機關としての農會、又は後世所謂農業會議所 *Landwirtschaftskammer* 成立の當初にありては、任意協同團體として農業技術改善の方便及途を研究し、自然科學的研究及實地經驗の結果を會員間に普及せしむるをその職分としたり、特に農業にありてはかかる團體組織を結ぶ點に付、商工業に比し一特色を有す、詳言すればその生産は土地に拘束せらるるかために、各個人により發明されたる技術上の長所に付、營業秘訣としての保護を受けしむるの要なく、之を他人にも通告したればとて、寧ろ危險なきを得へし、農藝化學品種改良等のため試験所を設置し、巡回教師を披遣し、新器具機械肥料を普及せしめ、農産展覽會品評會を開設する等、種々の方策を行ふかために、共同團體組織の活動に待つべき範圍廣し、素より由來獨逸男子の性格として、自己吹聴 *Eigenbrödererei* に勉め、組内顔面 *Vereinsmeierei* たらんことを欲し

功名心に富み好みて事に當るの風なしとせざるかために、會を結ぶこと多きに過ぎ、或は會あるも眞の共同利益を代表助長するの機關たらずして、一部階級の利益を助長するため、多數會員を制肘するの具に供せらるる弊全くなしとせざるに似たり、又有能有爲なる者、會務のために多少その時及精力を利用し盡され、或は又一個人により一層良好に助長され得べき諸事項に付、不要の會議回数を重ねることあり、諸業に關係ある人にして會の幹部に預るかために、更に自己の名聲を加ふべきことを考ふるは拙きにあらず、大會、創立何十年記念會のため、經費幾分か過多に流るといふか如き諸弊もなしとせざるに似たり、而も亦獨逸農民か農會の組織により利せる所は遙かに多く、農會は自力によりその組織を固め、又強大ならしむるかために、その任意協同團體たる本分を發揮したり。かくて又商工業の共同利益代表機關に固有なるか如き任務、詳言

すれば立法上行政上にその勢力を及ぼし、農業を利すべき立法政策行政
 政策に出てしめんとするか如き職分は、獨逸にありては後に加はれる所
 たり、素より後世に至りては此方面も重きをなすに至れり、乃ち農業保護
 關稅の如き、或は自作農保護の如き、農政上の大問題起れる際の如きは
 然り、要するにその始め、農民自身により自主自發的に興されたる團體
 組織も、屢々行政廳により諮問又意見具申の機關として利用せられ、一
 轉して強制組織の農會組織せられ、半官的公共組合を見るに至れり。而
 も亦任意協同團體としての農會も、存在すること依然たり、強制組織はそ
 の長所として全體の代表視さるべく、又任意出資によらず定額収入に依
 るか故に、巨額の資金を左右し得べきも、一面に於てはその事業緩漫な
 り、又公法上の機關かその經理にその勢力を及ぼし、かくてその團體に
 授けられし權限か、何れにか濫用せらるることを防かんとすべきにより、

(い) 此型の人多き
 地方政治に地方
 事項の圓滿な
 るの例多し、
 此點に付曾て
 京都市隊區司
 令官たりし高
 倉大佐か、京
 都人に付所望
 せらるる所は
 面都市に曰く
 通都民に共
 統一の缺點は
 矮鶏の如き根
 性にあり、何
 意に抗す、耳
 貸さず、之を
 例として居る
 大典の御
 には、御
 は同一の様式

自ら政府に依頼すること多かるべき短所あり、獨逸に於ては現今寧ろ強
 制組織の農會一大進境を示すも、右の短所も曝露されつつあるに似たり。
 之に反し任意農會には、自ら全體の代表視するを得ざるの缺點あり、蓋
 し團體組織の自由放任を最も尊重せる米國に於て、その事實を最も多く
 曝露せる如く、一村の一團體に加入せる一農家は、同時にその他一切の
 團體組織に關係するも、農民中には自ら特殊型の人々あり、偏屈にして
 協同の必要を感せず、協同生活に興味を惹くこと輕微なるかために、何
 れの團體組織にも加入せずして、傍觀の態度を取れるあり、又團體生活
 を厭はざる者の間にありても、競争團體を結ぶことにより、力を分散せし
 むるか如きことなしとせず、又一政黨と密接なる聯絡を結ぶこと珍しか
 らされはなり、されとその一面に於ては、過度の慎慮孤疑により縛はら
 るるか如きことなく、その事業上普通に臨機應變性に富み又敢爲たり、

に、よらうと計
畫したるが、學
區間に意見が
異つて、終に敗
れ、区内別に
行はるる事と
なつた、此等
は随分不裁
てある、然し
て反抗の癖あ
る一方、氣概
なく上より抑
壓せらるれば
泣寝入るを常
とす(大正二
七年十一月二
十八日大阪毎
日新聞) 參照

蓋し會員の任意出捐により事をなすかために、その事蹟を擧ぐることに
よりてのみ、必要競争力を收め得へければなり、素より團體組織を任意
とし、その組織を法規により劃一するか如きことなしとせんか、その組
織も區々に流るべく、中には社交團體に過ぎざるものあるべきと共に、
講演會及討論會により會員の修養に貢獻せんとするものあるべく、更に
一步を進めて經濟上政治上の職分を盡さんかために鞏固なる團體組織に
移れるもあるべし、而も亦團體として自然の成立發達を遂げ、地宜時宜
の共同急需を看取して、適切なる企畫改良に付有爲敢行たり、進みては
聯合組織を完成して大事業をなし、全國の農事試験所中大多數は農會聯
合により設立補助さるといふか如き、事蹟を擧げ得べき可能に最も富め
るは、巧みにその長所を發揮すべき任意組織にあり。

五

石川縣能登國の一老農泉勘十郎、明治二十二年に新刻皇州農業振起集
を著はし、その歌の一に曰く、竹林は雪には弱きものなれと數本束ねて
其憂なしと、然り協同の力は偉大なり、されどこの偉大なる力如何に用
ゐらるべきかは、之か組織の形式によりて差あり、又之を組織する個人
の人品如何によりて差あり、明治時代の義務教育を終へたる農民は、必
ずしも「理非の分別も疎く、兎角片意地なる者」とするを得ず「日月は
天地共に晝夜油斷なく旋り、國土を照し玉ふ、其恩澤限りもなき事なり」
「今泰平の世に生れ合せ、百姓心儘に耕し耘り、十分に作方を培養いた
し、銘々其身は勿論、妻子迄飢凍す、安樂に暮すことは、限りもなき泰
平の恩澤と申ものなり」厚く此恩澤を懷ひ「年貢は神へ供ふる初穂と心
得」「年貢を滞なく納むべし」(明治二年版改正地方大成卷之一參照)とのみ説くに
も似たる封建時代以來の單純思想を以て農民に臨み、之に望むに盲従、

雷同、無理従順、片面犠牲を以てし、その諸團體組織特に農會につきても此途に出てつつ、その發達皮相に流れさらんことを欲するも、果してその目的を達し得へしとせんや、一面經濟自然の發達に放任し、農民漸く射利に汲々たる商人心理を學ひ、その間自ら自己の自由を重んずるも眞の自由か自制により達せらるべきを知らず、人の自由を尊重せず、團體を結ぶも陽に和して陰に之を私利の用に供し、或は利のみを見て集まれる團體に化せしむるか如きは、任意協同の實を擧げしむる所以にあらず「死は人の難しとする所、獨り大義に臨み之を棄つること鴻毛より輕し、其難と爲す者を以て輕んじて之を棄つ、交誼の至りと謂ふ可きなり此れ人の言に依り強て之を爲す者に非ず、皆自ら感發して生を忘れ、衆人期せずして一致に歸す、所謂神盟てふ者なり」(南洲翁臺灣戰死者を祭る文中の一節) 農村若者の宿に未婚青年、褌袍一つを引被き行いて寢泊りし、集

れる者の間娘の品定め俗語、雑談に夜を過じし、時折鯉飯又は鶏飯の會食を行ひ、その職業準備時代を徒費するの風ありしもの、一旦その非を意識して感發する時は、人之を強いるも自ら修養の協同機關を設け、與に共に提擲砥勵して身心の健全完成を計るに至る、神盟を生み質實なる青年團結を生むは、等しく偉大なる個人あるかためなり、農村經濟上に於て時勢に對する感憤又意識に驅られたる任意協同團體起り、又その完成發達あらんことを望むも亦、その基本は茲に存すべきなり。吾人は本邦農村に關し見聞極めて淺く、農會特に基本たる市町村農會の如き、果して團體として何等の發達を遂けつつあるやを知らず、されど一般に農業經濟上品種改良、畜蠶種改良統一説かるるの一面、別に農民心種改良を叱呼するの餘地なきやを疑ふと共に、農會につきてもその沿革に鑑み、現在農會か官廳の補助機關たり、公共組合たる點に存在の一大意義を附與

せらるること多くして、一面その組織の第一義か、實は農會法第一條の精神に存すべきことを輕視するの嫌なきか、之を疑ふこと久し。夫れ模倣に流れ流行を逐ふは、都人士に多き所なれど、本邦農村施設中にも亦之を見ること多きの感なき能はず、一村一郡他より勸奨せられ、或は自發して一新施設をなせば、幾多の郡村之に倣ひ、その名目迄も其の儘之を踏襲するの風あり、報徳講演會といひ、村是調査といひ、自治講演といふか如きその一斑たり、此間に處し吾人は常に農民か封建に歸らんことを欲せずして、古地方學の質實を尊ひ、君命臣隨式の經濟團體現代に昌へずして、任意協同一致の理想實現されんことを希望しつつある者なり農會につきても亦一面に於ては模倣流行より超越し、地方特異の共同利益を代表助長せしむべき協同組織として、夙にその實を擧げつつあり、吾人の疑惑の如き一笑に付し去らんことを希ふこと切なり。(大正七年四月

經濟論叢第六卷第四號所載)

大正七年初春帝國農會の依頼により、愛媛縣松山市に臨みて、講演せる所右所論と大同小異なり、その當時吾人は同縣技師岡田溫氏の好意により、大正五年同縣溫泉郡久米村農業調査報告書を惠まれ、その調査報告上稍出色の點あるを悦びつつ、愚見の斷片を述べたことあり、惟ふに全國中同様なる地方別特殊調査を行へるは多かるべく、否適當なる方法の下、相當なる資力勞力を投して、遂げられし同種調査治らんこと、切に望むべく、中央官廳としても此氣運を促進助長するため、施設する所あるべきを期待せる著者は、同年十一月十五日大阪朝日新聞が米麥收穫統計改善のため、七拾萬圓の豫算農商務省により計上されしを傳へ又同月二十四日の日出新聞紙上、以下の記事あるを見て悦ぶ、その記事に曰く「現今農商務省の米作豫想、並に同收穫の統計は、單に全國町村役場吏員の豫想にて、(?)是を取纏め發表するものにして全然正確を期する能はず、同省に於ては穀物及其他の穀類統計も唯同様にて、食料製造並に分配處分の關係をも調査し、是か調節策を樹立する基礎材料たるべきを期する上に於て、不合理あるを以て、目下農商務省に於ては是れか方法に就き研究中」なりと、吾人は右研究の結果、適切なる調査方法立案せられ、又有爲なる調査者不足なき經費により、その方法滞りなく行はれんことを望む。

保 險 組 合

一七四

一
我邦經濟學上企業形態に付、普通に説明せらるる所は、之を本邦保險業法の認むる企業形態より察する場合、二點に付疑問を挿ましむるものあり、保險業特有の組織たる相互會社は、果して一の企業形態少くとも特殊會社又は産業組合の一變態として、一顧を加ふるの價值全くなしとするを得べきやとするは其の一點なり、保險業少くとも特殊保險業に付、相互會社以外産業組合に於けると同様、任意協力の精神に基づく保險組合を容るるの餘地否必要、全くなしとするを得べきやとするは其の二點なり、第一の疑點に付ては今之を問はず、後の疑點に付所見の一端を説きて、識者の叱正を請はんと欲す。

二

經濟上の弱者孤立無組織の儘、營生に當るの不利を眞に意識し、團結自助又は互助により、其の經濟上の共同利益を助長せんとするの風あり、一面に於て任意自發的に營利又は家政上に於ける、其の日其の日の共同利益を圖り、勤又は儉の實を日常生活の上に擧げんとするの精神に燃は、又産業組合の組織に依り其の精神を貫かんとするの風ある限り、同時に又疾病、死亡等不時不慮の事故に基づき、臨時失費を告ぐべきことあるを慮り、之に處するの方策を任意協力の組織に求めんとし、生命保險、疾病保險等をその目的とせる、相互組合を興さんとするに至るへしとは、推測し易き所なり、否各家庭の私經濟にして、思慮分別の下經營さるへしとせば、産業組合法の制定なく、簡易保險官營の開始に據る「指導」なしとするも亦、自ら此の途を踏みて進むべきは、當然の順序な

一七五

(い) 大日本史食貨志書き出しに曰く「夫國以民爲本、政在養民、故食以厚其生、貨以利其用、然後施以正徳之教、使之知之相生相養之道、風俗之所由淳厚、國力之所由強盛、莫不以是爲此也」

一七六
りと謂ひ得へし、現に之を諸外國の事例に徴するに、産業組合法協同勤儉團體昌ふると共に、協同又は相互保險の爲めにする小團體組織は同時に發達したり、獨に於ける Hilskassen、英に於ける Friendly Society、米國に於ける Fraternal Society の如きは然り、特に是等第二種の組織にありては、其の事業の性質上、商才否一般經濟能力を涵養せしむる以外に、相互共濟博愛及衆の情誼を、深からしめ、其の施設よろしきを得は、啻に隣里郷黨の間に於けるのみならず、同業同職の間柄に相生相養之道を知らしめ、惹て又晩近團體主義の自覺、自治の訓練、風俗の淳厚に裨補すべきもの多きを得へきや、其の名稱によりても推測し得へき所たり、以下我邦に於て斯る組織に關する立法を、産業組合法以外に備はらしむるの要なきや、否法律による「指導」の有無に關せず、民間に於て斯る施設を攻究實施するの餘地なきやを、考ふるの斷片資料を供せんと

するの主旨により、無秩序に諸外國の事情を紹介せんとす、主旨既に然り、叙説の該博は始めより之を期せず。

三

我邦保險業法は保險事業を以て免許事業たらしむると共に、株式會社又は相互會社に非されは之を營むことを得すとし、且つ他の事業兼營を禁するを以て、其の企業形態は極めて窮屈なる範圍に狹められ、其の以外に保險の名なくして撲滅の實を擧げんとする機關起るも、往往にして保險類似業として撲滅されつつあり、吾人は不正機關の驅除か、病犬の撲滅同様嚴密に行はるるを以て、敢て不正となすものに非すと雖も、既に不正機關禁遏の消極策を以て、國家至當の職分となし得へくんは、正當なる保險機關助長の積極策も亦、其の職分となし兼ねるかど考ふる際、獨逸に於ける保險機關の複雑を想はすんは非ず、乃ち同國に在りては、

諸官公營保險機關並に帝國保險取締法の適用を受くべき普通私營保險以外に、古くより存続するものに *Gewerbeordnung* の適用を受くべき、同業組合 *Innungen* 又は其の聯合の經營に係る救済金庫 *Unterstützungskassen* あり、又鑛業法規に基づき設立されたる坑夫仲間救済金庫 *Knappschafts-Kassen* あり、又労働者強制保險に關する帝國保險法の規定により、私營疾病保險組合としてのみ、其の存続を許さるる舊來の *Hilfskassen* あり、帝國保險取締法の適用を受く、加之右取締法の適用を受くべき普通形態としても、株式會社及我邦の相互會社に相當すべき *Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit* (*マンネタ G.*) 以外に、相互組合組織によるべき諸形態を認む、就中經濟發達の傾向上益其の特別地歩を占むるに至りしものに、同業者聯合保險とも呼ひ得べきものあり、即ち大工業家又は農業家の團體設令は製糖工場聯合か、其の團體員の爲めに責任保險企業を起す

か如き之なり、*マンネタ* の如きは斯る傾向あるを見て、保險技術の觀點よりせば、普通保險業に對し各職業及利害共同團體分離するの現象として、悲しむべく憂ふべき事實の一表露なりとせり、¹⁾ 現に又斯る相互組合にありても、損害補償の目的を達し得ざる場合起り易し、而も亦是等の組合は斯る場合に備ふるの方法として、多くは別に再保險を附することとなれり、素より將來益斯る發達を續け得べきやに付きては、之か可能を疑ふ者あり、蓋し諸團體により設立さるる相互保險組合其の數を増さんか、諸保險會社の顧客範圍は益狭めらるべく、又再保險會社の利害は寧ろ斯る組合組織により、利益を殺かるべき諸保險會社と、其の利害關係を同うすべく、爲めに右發達の傾向を阻害すべきを以てなり。されど又諸形態併存し、各其の存續發達に勉むべき結果として、自ら諸種の保險に付結局一定の分業は遂げらるべく、又保險に關し幾多の新工夫を生し、新範

1) cf. Manes, Versicherungswesen. 2. Aufl, '13, S. 78.

園を開拓せしむべく、諸形態の間必ずしも競争なくして交互補足あり、新保険組合の爲めに困めらるるものは諸保険會社にあらずして、最大の打撃を蒙る者は何れの團體にも屬せざる一切の人人に存すべく、此點に付曾て産業組合特に消費組合勃興して、夫等組合と普通商業の對峙上窺はれたると、同様なる現象惹起さるへしと觀するは、寧ろ穩當とすへきに似たり。

右發展の一傾向も一顧の値あるは謂ふ迄もなしと雖も、本編の目的上特に注意を促さんと欲するは、相互主義小保険組合として、其の行動の範圍場所的又は物的に狭く限定せられ、又は其の加入人員を少數に限るものにあり、設令は其の事業範圍一都市の區域に限らるへき弔慰金庫、一組合又は一階級民の年金金庫の如きは然り、等しく保險業取締法の認むる所たり、相互會社 *Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit* 及株式會

社の二形態か漸次互に其の長處を模倣し、事實上に於て其の相違を失ひつつある反し、相互主義共済の氣分に富む、是等の組合は中世に於ける特權同業仲間組合により、經營されし救済金庫の後身なり、素より其の規模狭小なるか爲めに、安全性を缺くの短處あり、又商務經理の唯一見地より察する場合、引合はすとすへき小經營組合を、創設維持せしむるの主たる動機、地方有力者の地方分據的朋黨心 *Sonderbündelerei* にあり、又夫れ等の人人か之を自己吹聴の機關に供し、組内顔ぎきたらんとするか如き私心によりて、設立維持さるることあり(前編参照)之か爲めに公衆を利せずして却りて之を害し、社會一般の進運に逆行せんとするの狀況を呈するものなしとせず、特に斯る組合か其の組合員を制肘し、鞏固又安全にして多くは又究極に於て低廉なるへき、保險に加入することを妨ぐるの弊あり、現今獨逸に於て斯る組合夥しきか爲めに、其の國民經濟の

現況上、之が存在の正當を拒まんとするは不能なるへしとするも、將來に於ては寧ろ舊時代の遺制又は其の補綴形態として、之か發達擴張を望むべきに非すとすへきものなるやを知らず、されど又其の一面に於ては經濟上よりするも亦、其の經理か多くは名譽職として營まれ、其の機關は組長及總會なり、組合員は交互に監督せらるるか爲めに、其の經費少額たり得へき長所あり、其の外團體自治自制の美風を助長するに資すること尠からず、此の點を明かにする爲め、英米の事實に付尙一瞥を加へんと欲す。

四

英國に於ける共濟組合 Friendly Society の起源は又、多分中世の特權仲間組合に歸し得へし、兎に角舊仲間組合の消滅は共濟組合の勃興と殆んど其の時を同うせり、其の一面には組合員の親睦懇親を圖り、相互の

智能開發、一般福祉助長の目的を兼ね、其の事業の種類よりするも亦區別に流ると雖も、其の顯著事蹟よりせんか、相互主義に基づく保險組合と謂ひ得へく、小經營者及勞働階級民か病氣、老年及葬式費に備ふるの方便たり、其の當初にありては悲しむへき失敗の歴史に富み、不始末不正直其の他吏員及組合員の不規律の爲めに、相次て解散せられ又破産したり、されど漸次に諸改革起り、特に組合員の出捐義務上、其の初め事後分賦法 Levy system, Umlageverfahren によりしも、之に代ふるに保險料事前徴收制 Premium system を以てすることとなりしは注意すべき改革なり、凡そ此の種の組合全く存せざる所にありても、人の死亡又は災難に際し、同村民たり、町内たり、同業者たり、同僚たる關係上、弔慰金見舞金を送りて友情を表するの習慣は養はれ易き所なるか、此の習慣組織的に一步を進むるときは、一定の期間内設令は一年内に、必要